

福井県障害者福祉計画

平成30年3月

福 井 県

この冊子は、障害のある人の施設で印刷したものです。

セルフ商品カタログ



検索



<http://info.pref.fukui.jp/shougai/selp/>

目 次

第1章	計画の趣旨	1
1	計画の位置付け	2
2	計画期間	2
3	これまでの施策の評価	2
4	計画策定の背景	3
5	計画策定の経過	4
6	計画の対象	4
第2章	障害のある人を取り巻く現状	5
1	障害のある人の状況	6
2	障害のある人の就労の状況	13
3	医療費助成の状況	16
4	療育体制の状況	17
5	発達障害のある人の状況	18
6	災害時の障害のある人への支援の状況	19
7	教育の状況	21
第3章	計画の基本的な考え方	23
1	基本理念	24
2	基本目標	25
3	計画の体系	26
第4章	重点施策	29
基本目標1	共に生きる社会の実現	30
重点施策(1)	県民理解の促進	30
重点施策(2)	障害のある人の権利擁護	35
重点施策(3)	虐待防止の推進	37
重点施策(4)	障害のある人等の声の反映	38
重点施策(5)	交流の推進	39
基本目標2	自立した生活・自己実現の支援	41
重点施策(1)	意思決定支援の推進	41
重点施策(2)	相談支援体制の充実	42

重点施策（３）	適切な福祉・医療サービスの提供・・・・・・・・・・	４３
重点施策（４）	障害福祉・医療を支える人材確保・・・・・・・・・・	４６
重点施策（５）	意思疎通支援の充実・・・・・・・・・・	４７
重点施策（６）	スポーツの振興・・・・・・・・・・	４９
重点施策（７）	文化芸術活動の充実・・・・・・・・・・	５０
基本目標３	ライフステージに応じた生活支援・・・・・・・・・・	５１
重点施策（１）	発達障害のある人への支援の充実・・・・・・・・・・	５１
重点施策（２）	障害のある子どもの地域療育体制の整備・・・・・・・・・・	５４
重点施策（３）	医療的ケア児への支援の確保・・・・・・・・・・	５５
重点施策（４）	重症心身障害児者への支援の充実・・・・・・・・・・	５６
重点施策（５）	高齢化対策の充実・・・・・・・・・・	５７
重点施策（６）	障害特性に応じた細やかな支援・・・・・・・・・・	５８
重点施策（７）	障害のある子どもの家族への支援・・・・・・・・・・	６０
重点施策（８）	特別支援教育の充実・・・・・・・・・・	６１
重点施策（９）	就労支援の充実・・・・・・・・・・	６２
基本目標４	心の健康の推進・・・・・・・・・・	６５
重点施策（１）	精神科医療体制の充実・・・・・・・・・・	６５
重点施策（２）	心の健康づくりの推進・・・・・・・・・・	６６
基本目標５	安全・安心な生活環境の整備・・・・・・・・・・	６７
重点施策（１）	障害に配慮したまちづくりの推進・・・・・・・・・・	６７
重点施策（２）	防災対策の推進・・・・・・・・・・	７０
重点施策（３）	防犯対策の推進・・・・・・・・・・	７２
重点施策（４）	交通安全対策の推進・・・・・・・・・・	７３
重点施策（５）	消費者被害の防止・・・・・・・・・・	７４
第５章	計画の推進・・・・・・・・・・	７５
第６章	達成を目指す主な目標・・・・・・・・・・	７９
資料編	・・・・・・・・・・	１０１

第1章



計画の趣旨

1 計画の位置付け

福井県障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」（県障害者福祉計画）と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第89条第1項の規定に基づく「障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」（県障害福祉計画）ならびに児童福祉法第33条の2第1項の規定に基づく「障害児福祉計画」を一体化して作成する計画です。

本計画は、2018（平成30）年度に施行される、本県の障害者施策の基本理念や方向性を定めた「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」の実施計画として位置づけ、条例と一体となって策定を行うものです。

2 計画期間

計画の期間は、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間としています。

なお、障害福祉サービス等の見込量等については、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間を計画期間とし、2020（平成32）年度末までに2023（平成35）年度までの見込量等を作成します。

3 これまでの施策の評価

本県では、平成25年に「障害者が住みなれた地域で安心して生きがいのある暮らしができる社会の実現」を基本理念とする「第5次福井県障害者福祉計画」（計画期間：平成25年度～29年度）を策定し、「自立と生きがいの推進」「地域での生活を支える福祉・医療サービスの充実」「障害者の安全・安心な地域社会を支えるしくみづくり」の3つの基本目標に基づき、障害のある人の賃金の向上や地域における療育など福祉サービスの充実、バリアフリー整備の推進などに取り組んできました。

「自立と生きがいの推進」では、就労継続支援B型事業所における工賃を30,000円に引き上げること等を目標としてきました。平成28年度の平均工賃は22,128円／月となっていますが、平成27年度の平均工賃は20,796円／月で平成21年度から7年連続で全国1位の水準となるなど一定の成果を上げています。

「地域での生活を支える福祉・医療サービスの充実」では、住みなれた地域で生活を継続するため、障害福祉サービスの利用に必要な相談支援計画を作成する相談支援専門

員を300人養成すること、障害のある子どもが身近な地域で高度な療育を受けられるようにすること、施設に入所している人が地域で生活できるよう進めること、地域の療育支援の拠点となる児童発達支援センターを県内4か所に設置することなどを目標としてきました。相談支援専門員は平成29年度で375人の養成を完了しており、また、児童発達支援センターは6ヵ所設置され、目標を達成しています。

「障害者の安全・安心な地域社会を支えるしくみづくり」では、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活を送れるよう、バリアフリー表示証の普及に取り組み、県内500施設への表示証の交付などを目標としてきました。平成29年度末の交付施設は489施設で、ほぼ目標を達成しています。

4 計画策定の背景

国においては、平成26年1月に、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）」を批准しました。

主な内容としては、

- (1) 一般原則（障害者の尊厳、自律と自立の尊重、無差別、社会への完全な参加等）
- (2) 一般的義務（障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し促進すること等）

などが定められているほか、この条約では、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという、「障害の社会モデル」の考え方が反映されています。

この条約の批准に先立ち、国では国内法の整備が進められてきました。

平成23年8月には障害者基本法が改正され、障害者を社会参加の主体とした共生社会の実現が新たに目的に加えられるとともに、障害者の定義に社会モデルの考え方が盛り込まれました。また、同年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定されました。

平成24年6月には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、改正障害者基本法を踏まえた基本理念が新たに設けられた他、障害者の範囲に難病等を追加、障害程度区分を標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に変更、重度訪問介護の対象を拡大するなど障害者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備などが規定されました。

平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

さらに、2020（平成32）年に「2020オリンピック・パラリンピック東京大会」が

開催されることが決定しました。この大会の開催を契機に、国では共生社会の実現に向けた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、障害の有無や性別、年齢にかかわらず、すべての人が互いの人権や尊厳を尊重し支えあい、生き生きとして人生を享受できる共生社会の実現をめざして、「障害の社会モデル」（障害者権利条約）の理念を反映した世界に誇れる「ユニバーサルデザインの街づくり」と、国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の展開への取り組みが始められています。

本県においても、2018（平成30）年度に第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」・第18回全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」が開催されます。

この大会においては、障害のある人もない人も共にスポーツを楽しみ、スポーツを通じて交流できるよう、全国で初めて両大会の融合を推進しています。

2018（平成30）年4月に大会の開催を契機として、「国体・障スポ」の融合の理念を大会終了後も、将来に向け、途切れることなく継承・発展させ、すべての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現を目指して、本県の障害者福祉の基本となる「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」を制定しました。

今後、この条例を礎に、障害のある人の社会参加と差別の解消を進めていきます。

5 計画策定の経過

この計画は、平成29年8月に県内3か所で開催したタウンミーティングや2か所で実施した出前講座において障害のある人や関係者等から直接伺った意見を参考に、障害のある人や障害福祉関係者、雇用、教育関係者、学識経験者等を委員とする「第6次福井県障害者福祉計画・新条例策定委員会」にて議論（委員会は5回開催）するとともに、「福井県障害者施策推進協議会」の意見、さらには県内の関係団体、事業者、障害のある人やその家族、一般県民等のパブリックコメントをもとに策定しました。

6 計画の対象

障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例第2条第1項において定義されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をこの計画の対象として、その支援等について盛り込むこととします。

第2章



障害のある人を取り巻く現状

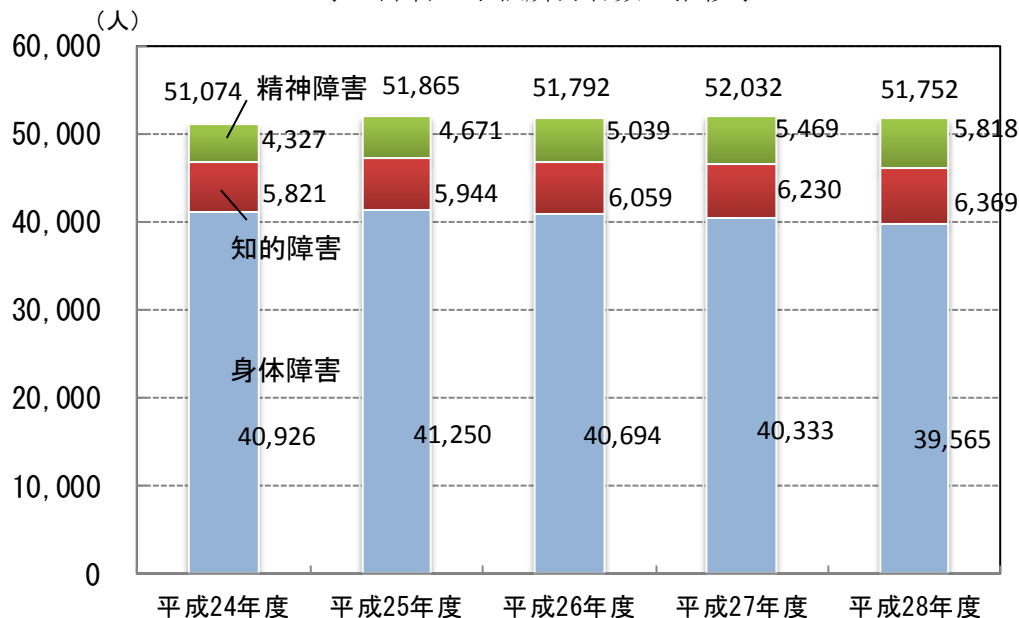
1 障害のある人の状況

障害のある人の全体数

本県の障害のある人の全体数を手帳の所持者で見ると、平成28年度末現在、身体、知的、精神の3障害合計51,752人で、4年前の平成24年度末と比べ、548人（1.1%）増加しています。

障害種類別では、身体障害者手帳所持者が39,565人、療育手帳所持者が6,369人、精神障害者保健福祉手帳所持者が5,818人で、平成24年度末と比べ、それぞれ▲1,361人（▲3.3%）、548人（9.4%）、1,491人（34.5%）となっています。

◇3障害の手帳所持者数の推移◇



出典：障害福祉課資料

年齢別の状況

身体障害者手帳所持者の年齢別の内訳は、平成28年度末現在、18歳未満554人（1.4%）、18歳以上30歳以下668人（1.7%）、31歳以上64歳以下7,773人（19.6%）、65歳以上30,570人（77.3%）となっています。

療育手帳所持者の内訳は、平成28年度末現在、18歳未満1,120人（17.6%）、18歳以上30歳以下1,687人（26.5%）、31歳以上64歳以下2,911人（45.7%）、65歳以上651人（10.2%）となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳は、平成28年度末現在、18歳未満80人（1.4%）、18歳以上30歳以下741人（12.7%）、31歳以上64歳以下

3,755人(64.7%)、65歳以上1,242人(21.4%)となっています。

◇3障害の年齢階級別手帳所持者数の推移◇

表1 身体障害者手帳所持者数(年齢別) (単位:人)

年齢階級	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	646	622	597	586	554
18歳～30歳	664	668	664	652	668
31歳～64歳	9,231	8,861	8,368	8,048	7,773
65歳以上	30,385	31,099	31,065	31,047	30,570
計	40,926	41,250	40,694	40,333	39,565

表2 療育手帳所持者数(年齢別) (単位:人)

年齢階級	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	1,072	1,073	1,090	1,119	1,120
18歳～30歳	1,534	1,575	1,596	1,633	1,687
31歳～64歳	2,690	2,743	2,809	2,868	2,911
65歳以上	525	553	564	610	651
計	5,821	5,944	6,059	6,230	6,369

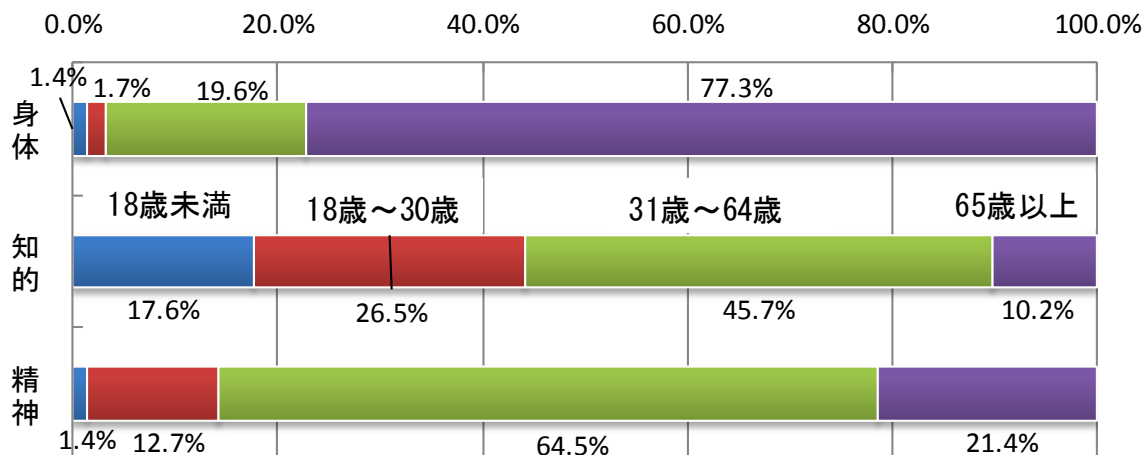
表3 精神障害者福祉手帳所持者数(年齢別) (単位:人)

年齢階級	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	40	41	59	58	80
18歳～30歳	481	554	662	656	741
31歳～64歳	2,876	3,058	3,285	3,567	3,755
65歳以上	930	1,018	1,033	1,188	1,242
計	4,327	4,671	5,039	5,469	5,818

表4 障害手帳所持者の年齢構成(平成28年度末) (単位:%)

年齢階級	身体	知的	精神
18歳未満	1.4%	17.6%	1.4%
18歳～30歳	1.7%	26.5%	12.7%
31歳～64歳	19.6%	45.7%	64.5%
65歳以上	77.3%	10.2%	21.4%
計	100.0%	100.0%	100.0%

◇3障害の年齢階級別手帳所持者の割合(平成28年度末)◇



出典: 障害福祉課資料

障害種類別の状況

○身体障害のある人

平成 28 年度末の県内の身体障害者手帳所持者を障害種類別に見ると、肢体不自由が 21,982 人（55.5%）と最も多く、次いで内部障害が 11,079 人（28.0%）、聴覚・言語障害が 3,879 人（9.8%）の順となっています。

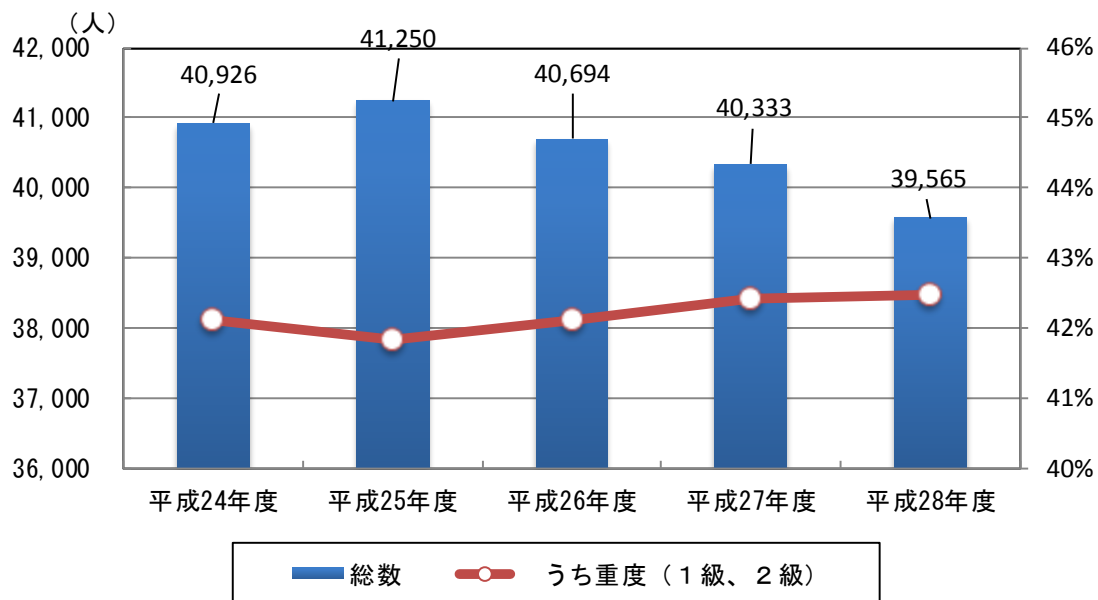
県内の身体障害者手帳所持者に占める重度の人（1 級、2 級手帳所持者）の割合は、近年、42%前後で推移しています。

表 1 身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	40,926	41,250	40,694	40,333	39,565
うち重度（1 級、2 級）	42.1%	41.8%	42.1%	42.4%	42.5%
	17,235	17,257	17,136	17,109	16,802

◇身体障害者手帳所持者と重度者の推移◇



出典：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

障害種類別の推移を見ると、平成 24 年度から平成 28 年度までの 4 年間で、内部障害（心臓機能障害、腎臓機能障害などの内部機能の障害）は 1,999 人（1.8%）の微増に対し、肢体不自由は 1,188 人（5.1%）の減となっています。

表 1 身体障害者手帳所持者数（障害別）

(単位：人)

障害種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
内部障害	10,880	10,966	10,967	11,092	11,079
肢体不自由	23,170	23,441	23,022	22,603	21,982
聴覚・言語障害	4,012	4,021	3,950	3,930	3,879
視覚障害	2,864	2,822	2,755	2,708	2,625

出典：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

○知的障害のある人

県内の療育手帳所持者は、平成28年度末現在6,369人で、24年度に比べて548人増加しています。

手帳所持者に占める重度の人（A1所持者）は、平成28年度末2,300人（36.1%）で、24年度末2,168人（37.2%）と比べ人数は増加していますが、割合は手帳所持者数が増加したため低下しています。

表1 療育手帳所持者数

(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	5,821	5,944	6,059	6,230	6,369
うち重度（A1）	2,168	2,202	2,233	2,278	2,300

◇療育手帳所持者と重度者の推移◇

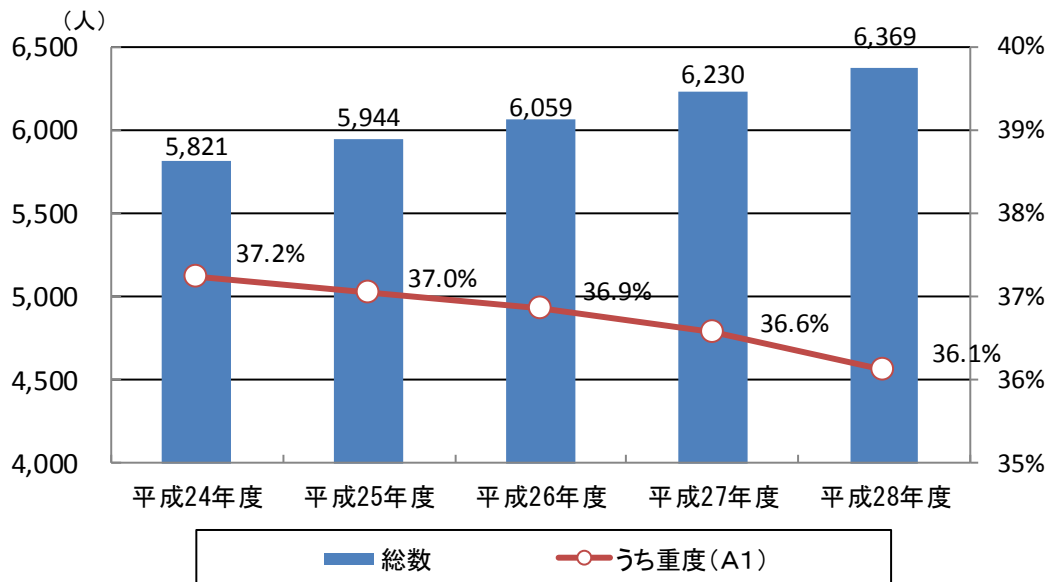


表2 療育手帳所持者数（等級別）

(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A 1	2,168	2,202	2,233	2,278	2,300
A 2	147	142	147	147	148
B 1	1,828	1,862	1,887	1,892	1,909
B 2	1,678	1,738	1,792	1,913	2,012
計	5,821	5,944	6,059	6,230	6,369

出典：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

○精神障害のある人

県内の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成28年度末現在5,818人で、24年度に比べて1,491人増加しています。

手帳所持者に占める重度の人（1級所持者）は、平成28年度末320人（5.5%）で、24年度末291人（6.7%）と比べ人数は増加していますが、割合は手帳所持者数が増加したため低下しています。

表1 精神障害者福祉手帳所持者数

(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	4,327	4,671	5,039	5,469	5,818
うち重度（1級）	6.7%	6.4%	6.3%	5.8%	5.5%
	291	301	319	318	320

◇精神障害者保健福祉手帳所持者と重度者の推移◇

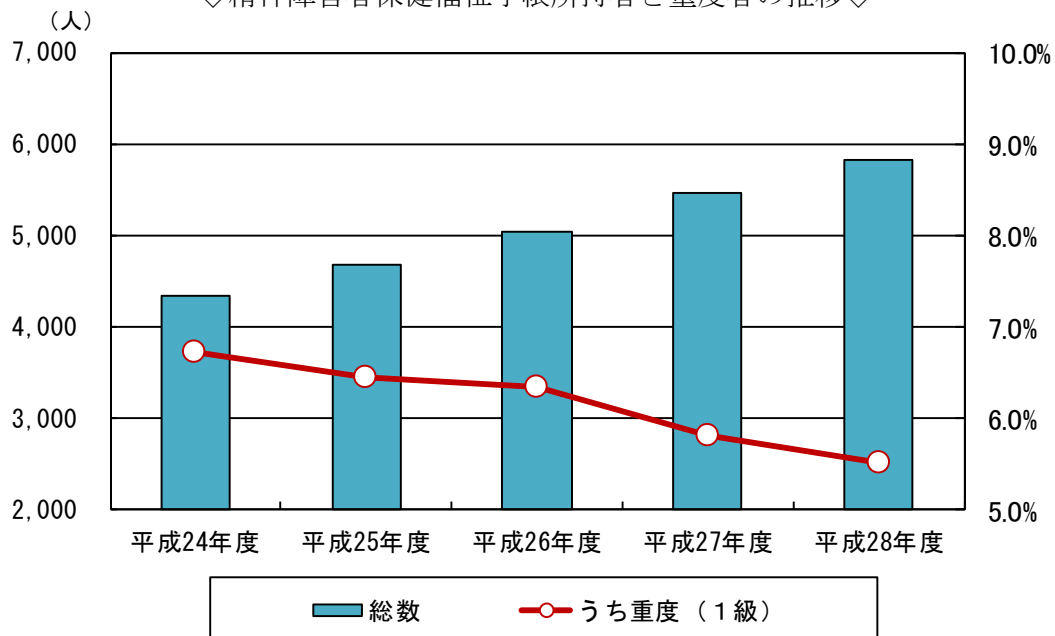


表2 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	291	301	319	318	320
2級	2,941	3,202	3,461	3,819	4,100
3級	1,095	1,168	1,259	1,332	1,398
合計	4,327	4,671	5,039	5,469	5,818

出典：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

平成 29 年 3 月末現在の精神科病院入院患者数は 1,919 人で、24 年 3 月末と比べ、171 人（8.1%）減少しています。一方、通院患者数は 31,874 人で、24 年 3 月末と比べ、11,736 人（58.2%）増加しています。

◇精神疾患入院・通院患者の推移◇

	入院患者			通院患者		
	合計			(3 月 1 か月間の実人数)		
	計	男	女	計	男	女
平成 29 年 3 月末	1,919	903	1,016	31,874	14,135	17,739
平成 28 年 //	1,936	894	1,042	28,289	12,699	15,590
平成 27 年 //	1,983	948	1,035	26,633	11,743	14,890
平成 26 年 //	2,006	940	1,066	25,643	11,204	14,439
平成 25 年 //	2,027	962	1,065	24,547	10,947	13,600
平成 24 年 //	2,090	1,005	1,085	20,138	8,922	11,216

出典：障害福祉課資料

○発達障害

発達障害者支援法において、「発達障害」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障害のある人については、正確な数は把握できませんが、福井県では、平成 20 年度に発達障害のある人への支援を検討するプロジェクトチームが県内の気になる子の状況について調査しました。

◇発達障害の気になる子の状況◇

	1 歳半 健診	3 歳児 健診	就学前期			小学校	中学校	高等 学校
			保育所	幼稚園	計			
全児童数	7,080	7,000	23,766	5,642	29,408	47,448	23,755	23,998
発達障害 のある子	1,240	927	1,768	198	1,966	2,794	1,002	706
割合	17.5%	13.2%	7.4%	3.5%	6.7%	5.9%	4.2%	2.9%

出典：平成 20 年度現在・県調査

また、保育所における調査によると、発達障害などの気になる子は、平成 28 年度現在 2,548 人で、24 年度の 1,905 人から 643 人（33.8%）増加しています。

このほか、保育所における、重度、中軽度障害のある子どもの数も年々増加傾向にあります。

◇保育所における特別な支援を必要とする子の数◇

(人)

年 度	全入所児童	重度障害	ふれあい保育 (中軽度障害)	気になる子	合 計	割合(%)
平成 24 年度	25,059	89	410	1,905	2,404	9.6
平成 25 年度	25,298	96	594	1,992	2,682	10.6
平成 26 年度	25,395	96	569	2,413	3,078	12.1
平成 27 年度	26,103	118	642	2,371	3,131	12.0
平成 28 年度	25,939	122	670	2,548	3,340	12.9

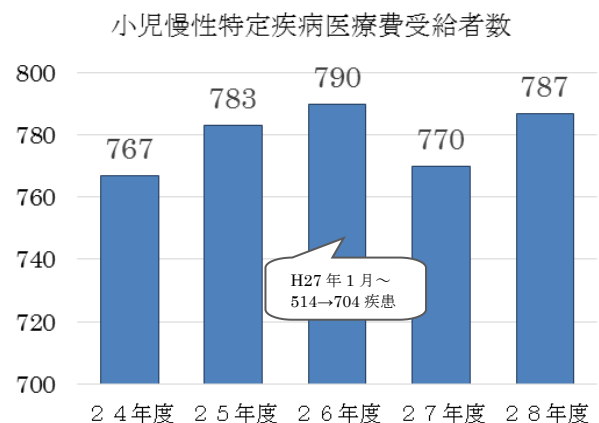
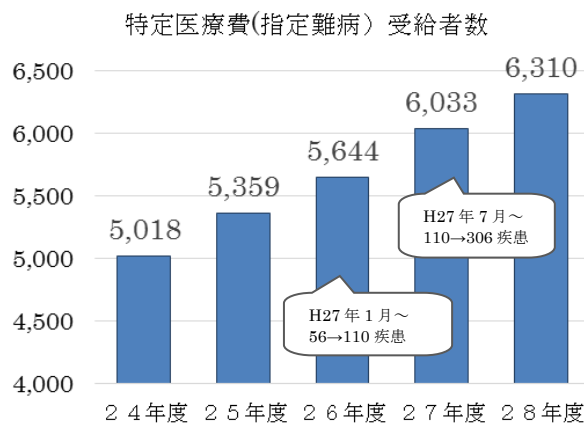
出典：子ども家庭課資料

○難病患者等

平成 27 年 1 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、難病法という。）が施行され、医療費助成の対象疾患は 110 となりました。その後、順次、対象疾患が増え、平成 28 年 3 月末で医療費助成の対象は 306 疾患、受給者数は 6,310 名となっています。代表的な疾患としては、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、後縦靭帯骨化症、全身性エリテマトーデスなどがあります。

また、平成 27 年 1 月に児童福祉法が一部改正され、小児慢性特定疾病医療費助成の対象は、14 疾患群の 704 疾患となりました。その後対象疾患が増え、平成 28 年 3 月末で 722 疾患、受給者数は 787 人となっています。疾患群別の受給者では内分泌疾患が多く、次いで慢性心疾患、悪性新生物となっています。

これらに含まれない疾病に対する医療費助成として、従来から実施している特定疾患治療研究事業があり、対象は 4 疾患で、平成 28 年 3 月末の受給者数は 9 人です。また、先天性血液凝固因子障害治療研究事業の対象は 12 疾患で、平成 28 年 3 月末の受給者は 22 人となっています。

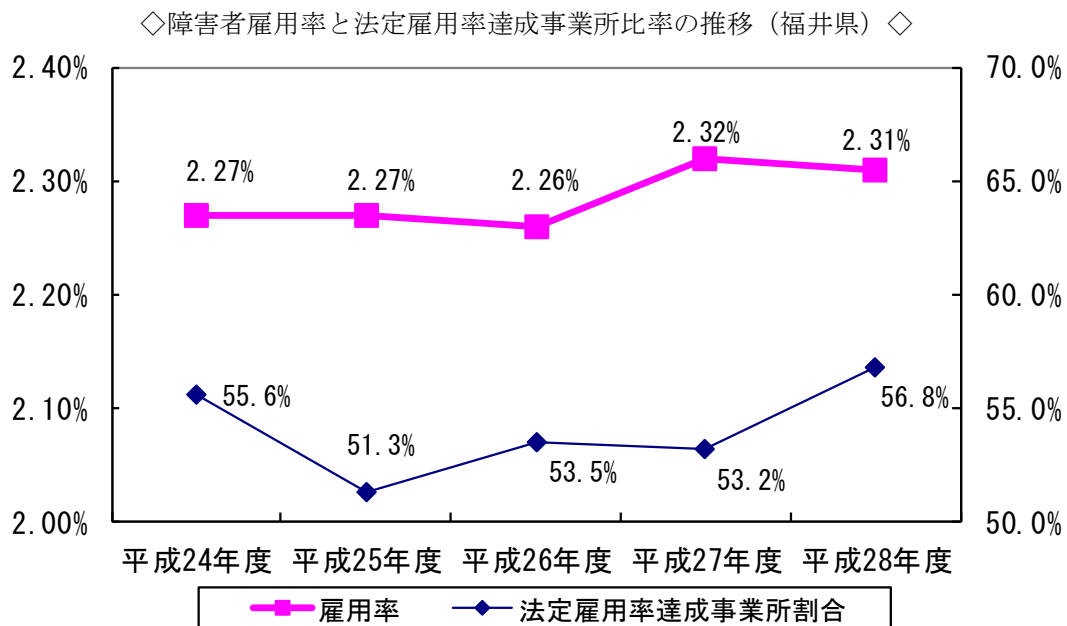


出典：健康増進課資料

2 障害のある人の就労の状況

○雇用の状況

本県の民間企業（法定常用労働者数が50人以上規模）で雇用されている障害のある人の数（平成28年6月1日現在）は、2,467人（身体障害のある人1,541人、知的障害のある人684人、精神障害のある人242人）で、常用労働者数に対する割合（雇用率）は、2.31%と、全国平均の雇用率1.92%を上回っています。また、法定雇用率（2.0%）を達成している企業の割合は56.8%となっています。



出典：福井労働局「障害者雇用状況集計結果」

民間企業や官公庁等において一般就労している障害者は、身体障害のある人が2,150人と最も多く、一般就労の42.8%を占めています。

就労継続支援A型事業所では精神障害のある人が654人と最も多く、48.9%を占めています。就労継続支援B型事業所では知的障害のある人が877人と最も多く、55.5%を占めています。

◇障害者就労の分布◇

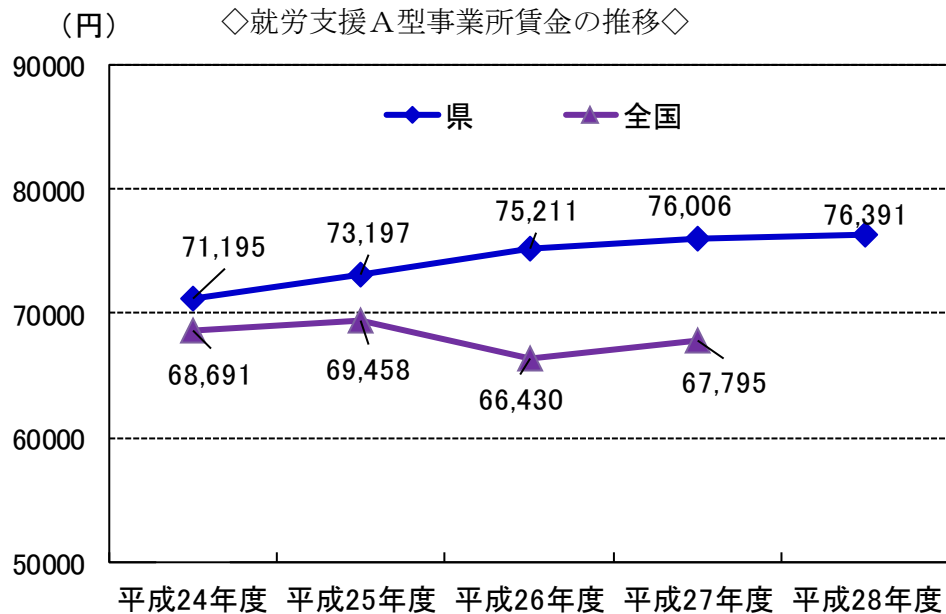
	身体 2,520人	知的 2,865人	精神 2,560人
一般就労 5,025人	H28 2,150人 一般就労の 42.8%	H28 1,489人 一般就労の 29.6%	H28 1,386人 一般就労の 27.6%
A型(定員) 1,340人	187人 Aの13.9%	H28 499人 A型の 37.2%	H28 654人 A型の 48.9%
B型(定員) 1,580人	183人 Bの11.6%	H28 877人 B型の 55.5%	H28 520人 B型の 32.9%
18～64歳の 障害のある人(H28) 18,089人	8,995人	4,598人	4,496人
障害のある人全体(H28) 51,752人	39,565人	6,369人	5,818人

出典：障害福祉課資料（平成28年3月）

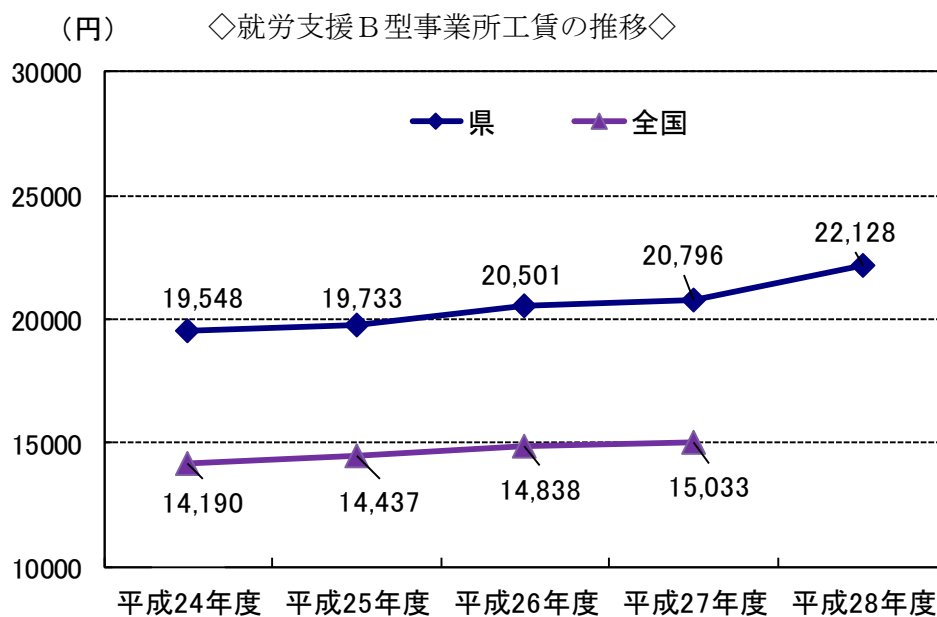
○賃金の状況

就労継続支援A型事業所の本県の賃金は毎年上昇しており、その金額は全国平均を上回っています。

就労継続支援B型事業所の本県の工賃も毎年上昇しており、平成21年度以降は全国1位となっています。



出典：厚生労働省 工賃（賃金）月額の実績調査集計



出典：厚生労働省 工賃（賃金）月額の実績調査集計

3 医療費助成の状況

○自立支援医療費の状況

平成 28 年度の自立支援医療の公費負担額は、育成医療が 1, 9 8 6 万円、更生医療が 4 億 4, 4 8 2 万円、精神通院が 9 億 2 7 3 万円で、更生医療と精神通院は年々増加しています。

平成 24 年度末と比べ、更生医療は 1 億 6 6 6 万円（31.5%）、精神通院は 1 億 8, 5 6 5 万円（25.9%）の増となっています。

◇自立支援医療費実績推移◇

(千円)

事業名		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
育成医療	人数（人）	314	378	268	264	249
	公費負担額	30,892	27,813	23,421	19,550	19,860
更生医療	人数（人）	818	840	782	798	806
	公費負担額	338,154	390,052	389,099	397,548	444,817
精神通院	人数（人）	9,007	9,644	10,193	10,881	11,280
	公費負担額	717,072	789,341	826,530	872,443	902,730

出典：障害福祉課資料

○重度障害者医療無料化対策

平成 28 年度の重度障害者医療無料化対策事業の医療費助成総額は、30 億 9 7 4 万円となっています。平成 24 年度末と比べ、1, 8 6 9 万円（5.9%）の減となっています。

◇重度障害者医療費助成の推移◇

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
受給者数（人）	28,616	29,041	28,616	28,473	28,727
助成総額（千円）	3,116,108	3,188,004	3,185,190	3,122,823	3,097,416

身体・知的障害

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
受給者数（人）	26,154	26,366	25,791	25,401	25,460
助成総額（千円）	2,979,799	3,036,827	3,019,343	2,941,670	2,902,744

精神障害

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
受給者数（人）	2,462	2,675	2,825	3,072	3,267
助成総額（千円）	136,309	151,177	165,847	181,153	194,672

出典：障害福祉課資料

4 療育体制の状況

○小児療育体制確保事業

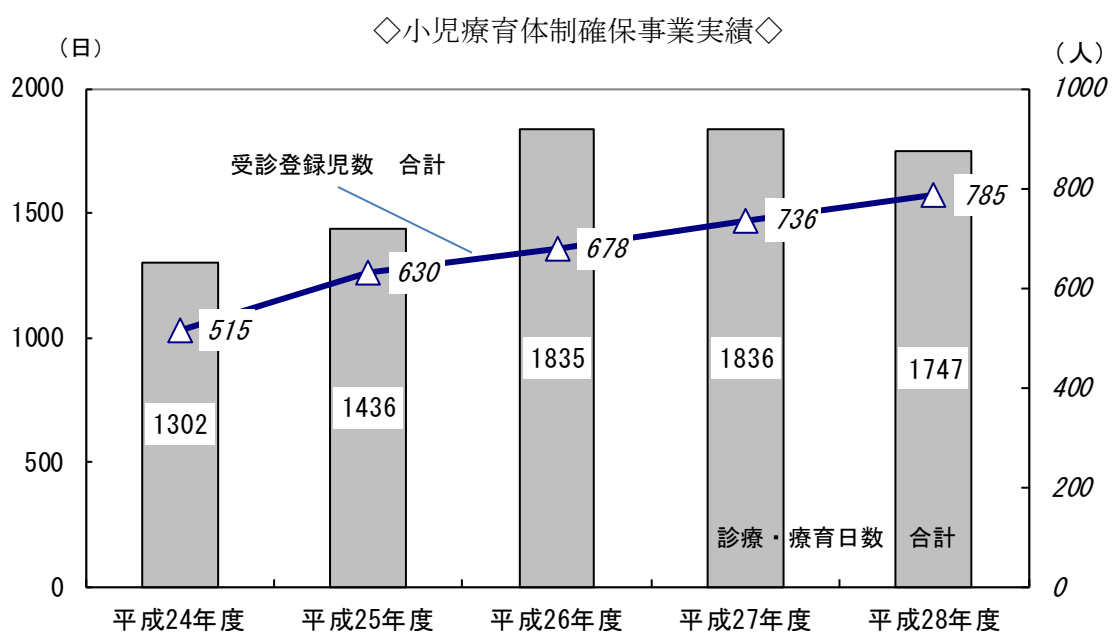
障害のある子どもが身近な地域で療育を受けられるよう、県内各圏域に「地域療育拠点」として小児療育を担う医療機関や児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を指定するとともに、こども療育センターによる巡回実地指導などの支援を実施しています。

また、特に嶺南地域についてはこども療育センター職員が駐在し、療育の充実に努めています。

障害のある子どもの診療・療育日数および受診登録児童数は各圏域とも増加傾向となっています。

- ・療育が必要と思われる障害のある子どもの数
(在宅障害児) 2, 948人
 - ・療育拠点病院数 5病院
 - ・児童発達支援・児童放課後等デイサービス事業所

事業所数	55事業所
利用定員	652人
うち、療育拠点事業所	
事業所数	7事業所
利用定員	143人
- (平成29年4月現在)



出典：障害福祉課資料

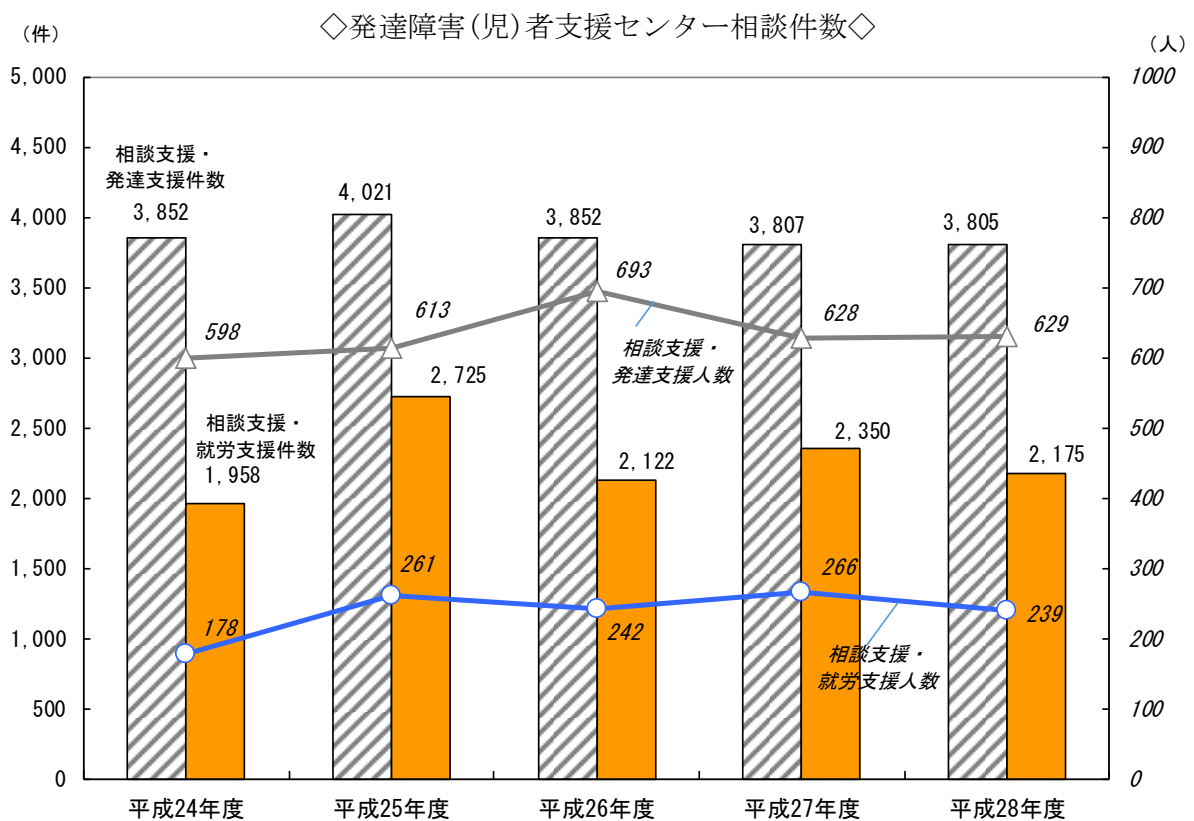
5 発達障害のある人の状況

○発達障害のある人への支援

発達障害またはその特徴のある児者に対する支援のニーズは高い水準で推移しています。

発達障害のある人へ総合的に支援を行うため、発達障害(児)者支援センターを設置し、相談支援や就労支援等を行っており、いずれの支援ニーズも多く、近年横ばいとなっています。

また、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、発達障害のある人等の地域生活を支援しています。



出典：障害福祉課資料

6 災害時の障害のある人への支援の状況

○県内福祉避難所の状況

高齢者や障害のある人など災害時に安全な場所へ避難するために人的な援護が必要な人（以下「避難行動要援護者」という。）について、各市町において、本人の申請により、一人ひとりの避難支援計画を記載した「避難行動要援護者名簿」の作成を行っています。

県内の障害者手帳を所持している人のうち、「避難行動要援護者名簿」に登録している障害者は、5,858人となっています。

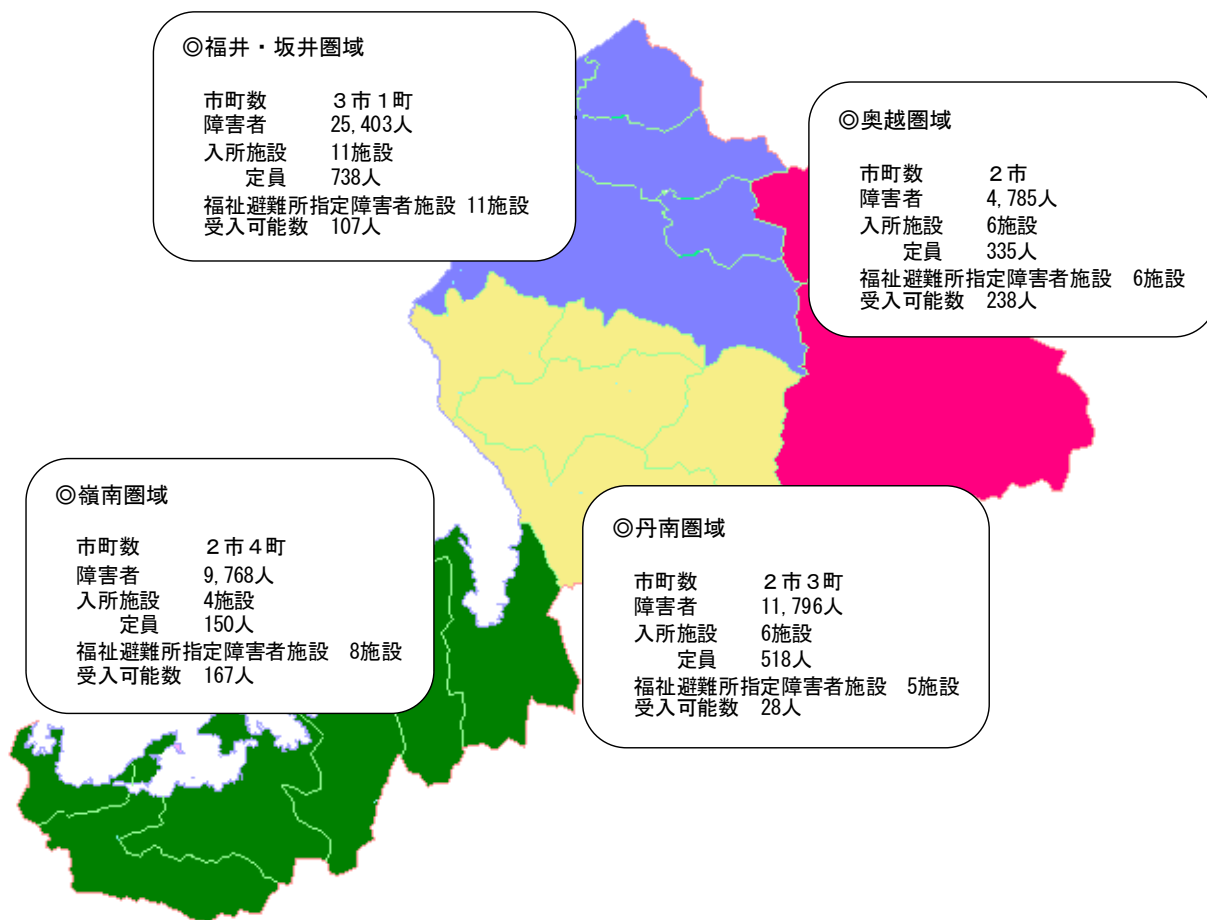
また、県内の福祉避難所は、269施設で6,646人が受け入れ可能となっていますが、そのうち障害者施設が福祉避難所となっているのは、30施設で540人が受け入れ可能となっています。

◇県内福祉避難所の状況（平成29年4月1日現在）◇

区 分	福井・坂井	奥越	丹南	嶺南	計
・障害者手帳所持者数	25,403 人	4,785 人	11,769 人	9,768 人	51,752 人
うち避難行動要援護者名簿 登載済障害者数	4,420 人	2,354 人	2,445 人	2,078 人	11,297 人
・福祉避難所指定施設総数	122 施設	19 施設	45 施設	83 施設	269 施設
うち障害者施設数	11 施設	6 施設	5 施設	8 施設	30 施設
・福祉避難所指定済施設での 受入可能人数	2,247 人	886 人	406 人	3,107 人	6,646 人
うち障害者施設での受入可能数	107 人	238 人	28 人	167 人	540 人

出典：地域福祉課、障害福祉課資料

○県内福祉避難所の状況

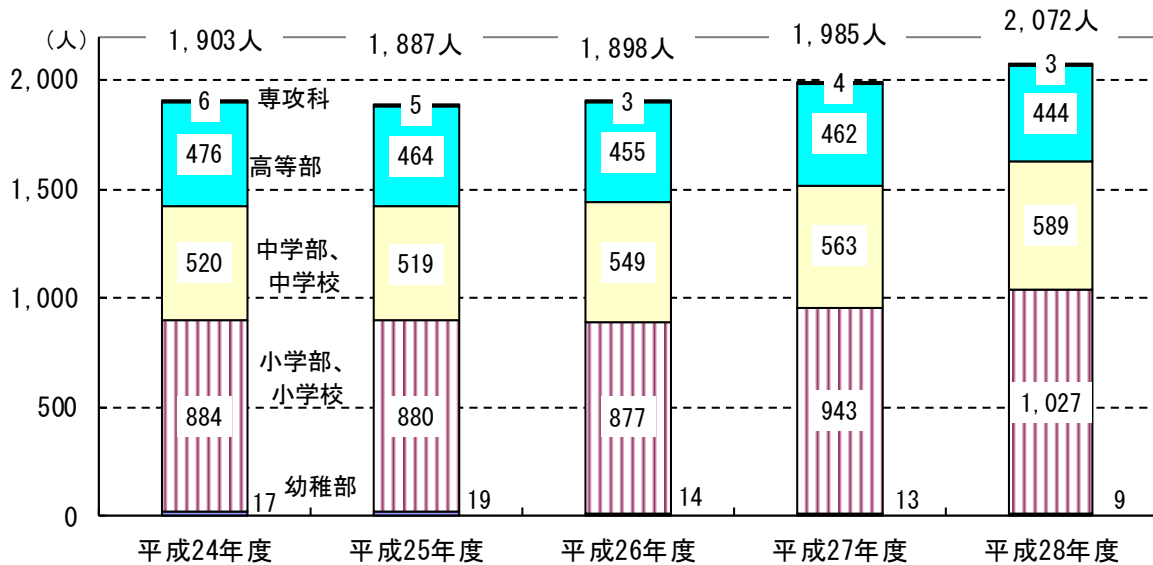


7 教育の状況

障害のある子どもに対しては、障害の種類や程度に応じて、通級による指導と、きめ細かな教育が行われています。

本県の特別支援学校および小中学校の特別支援学級で教育を受けている児童生徒は、平成28年度では2,072人であり、24年度の1,903人から169人増加しています。

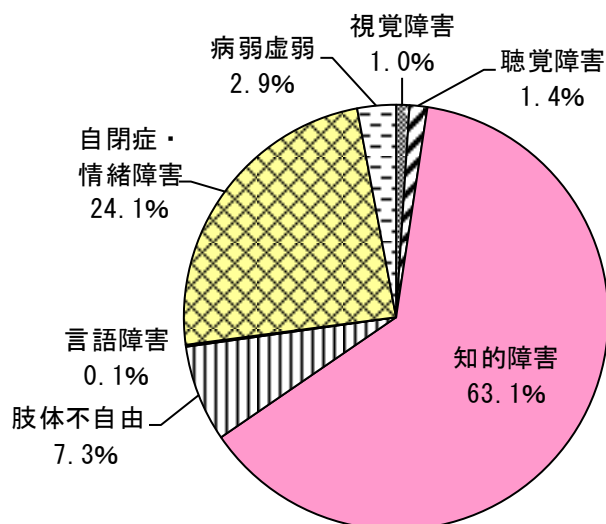
◇特別支援学校および特別支援学級への就学者の推移◇



出典：福井県教育委員会「特別支援教育要覧」

平成28年度の特別支援学校および特別支援学級等への就学者が在籍する児童・生徒の障害別内訳をみると、知的障害が1,307人（63.1%）、自閉症・情緒障害が500人（24.1%）、肢体不自由が152人（7.3%）などとなっています。

◇特別支援学校および特別支援学級の障害別内訳（平成28年度）◇

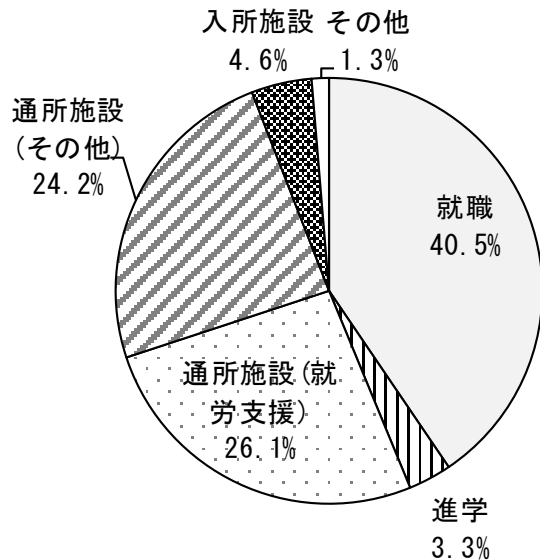


(単位：人)	
区分	平成28年度
視覚障害	21
聴覚障害	28
知的障害	1,307
肢体不自由	152
言語障害	3
自閉症・情緒障害	500
病弱虚弱	61
計	2,072

出典：
福井県教育委員会「特別支援教育要覧」

平成28年度の特別支援学校高等部卒業生の進路は、就職が40.5%、進学が3.3%、通所（就労支援・その他）が50.3%となっています。就職する卒業生は近年増加傾向にあります。

◇特別支援学校高等部卒業生の進路（平成28年度）◇

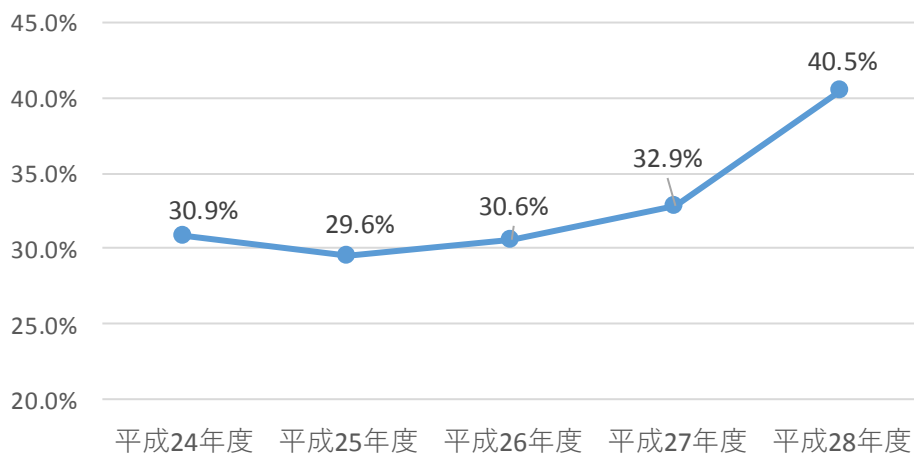


（単位：人）

区分	平成28年度
就職	62
進学	5
通所施設（就労支援）	40
通所施設（その他）	37
入所施設	7
その他	2
計	153

出典：
福井県教育委員会「特別支援教育要覧」

◇県内の特別支援学校高等部卒業生の就職状況◇
（卒業生に占める就職者の割合）



区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
卒業生数	162	159	147	149	153
就職者数	50	47	45	49	62
就職率	30.9%	29.6%	30.6%	32.9%	40.5%

出典：福井県教育委員会「特別支援教育要覧」

第3章



計画の基本的な考え方

1 基本理念

「障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに支え合い、 幸せに暮らせる共生社会の実現」

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、住みなれた地域で温かいつながりで支え合いながら、自立し幸せに暮らせる共生社会の実現を目指します。

2 基本目標

この計画の基本理念に基づき、「共に生きる社会の実現」「自立した生活・自己実現の支援」「ライフステージに応じた生活支援」「心の健康の推進」「安全・安心な生活環境の整備」の5つの基本目標を掲げ、総合的に施策を進めます。

基本目標1

「共に生きる社会の実現」

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の理念に基づき、意識啓発や相互交流を促進し、障害のある人の権利擁護と障害を理由とする差別の解消を推進します。

基本目標2

「自立した生活・自己実現の支援」

障害のある人が、住み慣れた地域で、その能力や特性に応じ、社会の一員として自立できるよう、その生活の基礎となる意思決定支援の推進や意思疎通支援の充実、スポーツ・文化を通じた生きがいのづくりの推進、保健・医療サービスの充実を進めます。

基本目標3

「ライフステージに応じた生活支援」

障害のある人の人生の各段階において生じる日常生活・社会生活の課題を解消し、安心した生活を送ることができるよう、「幼年期」から「青壮年期」、「高齢期」まで、それぞれのライフステージにあわせ、発達障害のある人への支援や特別支援教育の充実、就労支援の充実、高齢化対策など必要な支援を提供する体制づくりを推進します。

基本目標4

「心の健康の推進」

県民の心の健康づくりを推進するため、職場や学校におけるストレスチェックや相談体制を充実するとともに、精神障害のある人に対する医療を充実するため、多様な精神疾患に対応した医療提供体制を構築します。

基本目標5

「安全・安心な生活環境の整備」

障害のある人が地域で安全・安心な生活ができるよう、障害に配慮したまちづくりを進めるとともに、防災対策、防犯対策等を推進し、地域生活を支えるしくみづくりを進めます。

3 計画の体系

基本理念	障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに支え合い、 幸せに暮らせる共生社会の実現
------	---

基本目標	重点施策
1 共に生きる社会の実現	(1) 県民理解の促進
	(2) 障害のある人の権利擁護
	(3) 虐待防止の推進
	(4) 障害のある人等の声の反映
	(5) 交流の推進
2 自立した生活・自己実現の支援	(1) 意思決定支援の推進
	(2) 相談支援体制の充実
	(3) 適切な福祉・医療サービスの確保
	(4) 障害福祉・医療を支える人材確保
	(5) 意思疎通支援等の充実
	(6) スポーツの振興
	(7) 文化芸術活動の充実

基本目標	重点施策	
3 ライフステージに応じた生活支援	(1)	発達障害のある人への支援の充実
	(2)	障害のある子どもの地域療育拠点の整備
	(3)	医療的ケア児への支援の確保
	(4)	重症心身障害児者への支援の充実
	(5)	高齢化対策の充実
	(6)	障害特性に応じた細やかな支援
	(7)	障害のある子どもの家族等への支援
	(8)	特別支援教育の充実
	(9)	就労支援の充実
4 心の健康の推進	(1)	精神科医療体制の充実
	(2)	心の健康づくりの推進
5 安全・安心な生活環境の整備	(1)	障害に配慮したまちづくりの推進
	(2)	防災対策の推進
	(3)	防犯対策の推進
	(4)	交通安全対策の推進
	(5)	消費者被害の防止

第4章



重 点 施 策

基本目標 1 共に生きる社会の実現

重点施策（１）県民理解の促進

基本的考え方

県においては、全ての県民が障害の有無にかかわらず、互いに支え合い、共生する社会の実現を目指して、障害のある人の社会参加と差別解消を推進する「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」を制定しました。共生社会実現のためには、この条例の理念を広く県民に周知し、障害や障害のある人に対する理解、障害のある人への差別の解消に対する理解を促進することが重要です。

県民すべてが、障害等についての理解を深め、障害のある人への差別の解消に向けた意識の醸成を図るため、官民を挙げて意識啓発に取り組むとともに、差別事案に対する相談体制を整備します。

施 策（１）

障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の県民への普及啓発

○共生社会づくりを推進するための県民への普及啓発（障害福祉課）

障害のある人への差別の解消や社会参加への支援を進める共生社会条例の理念等を周知し、官民が一体となって共生社会の実現を図るため、市町、障害者団体、教育団体、商工会議所などを対象に「共生社会づくり推進セミナー」を開催します。

○共生社会づくり顕彰の実施（障害福祉課）

共生社会実現への県民の意識を高めるため、共生社会づくりに向けた活動において功績が顕著な個人、団体に対する顕彰制度を創設します。

○条例パンフレット等の作成（障害福祉課）

共生社会条例の普及と適正な運用を図るため、条例の目的や理念をわかりやすく解説したパンフレットや、差別や合理的配慮についての定義、基準、事例等を示したガイドラインを作成します。

また、条例の３年後の見直しにあわせ、様々な事例を集積しガイドラインを更新します。

施策（２）

相談体制の整備

○県、市町等の相談窓口設置（障害福祉課）

障害のある人への差別の解消を図るため、県内各市町および総合福祉相談所、県内６か所の健康福祉センターに「障害者差別相談窓口」を設置し、差別に関連する様々な相談に対応します。

また、福井県障害者社会参加推進センターに開設する「障害者１１０番」において、障害のある人への差別をはじめ相続問題や人権問題等、様々な相談に対して積極的に対応します。

施策（３）

障害のある人に関する標章（マーク）の普及啓発

○障害のある人に関する標章（マーク）の県民への普及啓発（障害福祉課）

ハートフル専用パーキング利用証やバリアフリー表示証など本県が定めた標章の普及を図るとともに、障害のある人のための国際シンボルマークやほじょ犬マーク、ヘルプマークなど障害のある人に関する標章の県民の理解を促進します。

福井県が定めるマーク

マーク	概要等	連絡先
	【ハートフル専用パーキング利用証】 障害のある人等（障害のある人、高齢者、妊産婦等）で、歩行が困難な方等に県が利用証を交付し、利用証の有無により、身体障害者等用駐車場の利用対象者を明確にすることで、適正な利用を確保することをねらいとした制度です。この制度の対象者に交付する利用証に記しているマークです。	健康福祉部 障害福祉課 社会参加支援グループ TEL：0776-20-0338 FAX：0776-20-0639
	【福祉のまちづくり条例整備基準適合証】 この適合証（適合マーク）は、障害のある人や高齢者を含むすべての人が、自由に行動し、社会に参加し、交流することができる生活環境の整備を促進するため福井県福祉のまちづくり条例のもと、平成８年に作成されたものです。条例適合施設を対象として交付し、本適合証を施設に掲示することにより、適合施設のＲＰと本条例の周知を図っています。	健康福祉部 障害福祉課 社会参加支援グループ TEL：0776-20-0338 FAX：0776-20-0639
	【バリアフリー表示証】 この表示証は、障害のある人や高齢者を含むすべての人が施設を利用しやすくするため、障害者対応トイレや点字ブロックなど、施設のバリアフリー状況を絵記号で表しています。対象施設は、スーパーマーケット、旅館、飲食店など、不特定多数の方が利用する施設で、誰もが安心して施設を利用できるよう、施設の入口などに掲示しています。	健康福祉部 障害福祉課 社会参加支援グループ TEL：0776-20-0338 FAX：0776-20-0639

他の機関が定めるマーク

マーク	概 要 等	連 絡 先
	【障害のある人のための国際シンボルマーク】 障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害のある人の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障害のある人を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害のある人を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523
	【身体障害者標識】 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、都道府県警察本部、警察署 警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)
	【聴覚障害者標識】 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署 警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)
	【盲人のための国際シンボルマーク】 世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害のある人の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL : 03-5291-7885
	【耳マーク】 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害のある人は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046

	【ほじょ犬マーク】 身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていての方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL : 03-5253-1111 (代) FAX : 03-3503-1237
	【オストメイトマーク】 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL : 03-3221-6673 FAX : 03-3221-6674
	【ハート・プラスマーク】 「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL : 052-718-1581
	【障害者雇用支援マーク】 公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害のある人の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。障害のある人の社会参加を理念に、障害のある人の雇用を促進したいという思いを持っている企業がどこにあるのか、わかりやすくなれば、障害のある人の就労を取り巻く環境もより整備されます。障害者雇用支援マークが企業側と障害のある人の橋渡しになるよう御協力をお願いします。	公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センター TEL : 052-218-2154 FAX : 052-218-2155

	【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。	岐阜市福祉部福祉事務 所障がい福祉課 TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613
	【ヘルプマーク】 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	東京都福祉保健局障害 者施策推進部計画課社 会参加推進担当 TEL:03-5320-4147 FAX:03-5388-1413
	【手話マーク】 「手話で対応できる」ことが一目で分かるよう、作成されたマークです。 5本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかで手の動きを表現しています。 【意味】 「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」	一般社団法人全日本ろ うあ連盟 TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445
	【筆談マーク】 「筆談で対応できる」ことが一目で分かるよう、作成されたマークです。 相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しています。 【意味】 「筆談で対応します」	一般社団法人全日本ろ うあ連盟 TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445

重点施策（２）障害のある人の権利擁護

基本的考え方

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、自らが意思決定を行い、自らの意思が反映された生活を送ることが重要です。

自ら意思を決定することが困難な障害のある人に対しては、日常生活や社会生活において、可能な限り本人が意思決定できるよう必要な支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制の整備を進めます。

また、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でなく、自ら適切に財産管理を行ったり、福祉サービスの利用手続きを行うことが困難な方を保護し支援するため、成年後見制度の体制を整備するとともに、成年後見制度の理解を深め、制度の利用促進を図ります。

さらに、障害のある人が参政権を行使できるよう、選挙の投票に対する配慮を行います。

施 策（１）

意思決定支援の推進

○意思決定支援に携わる職員の知識・技術の向上（障害福祉課）

自ら意思を決定することが困難な障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員やサービス管理責任者など意思決定に携わる職員に対し、意思決定支援ガイドラインの研修を行い、必要な支援等が行われるよう努めます。

○関係機関等の連携（障害福祉課）

相談支援事業所を中心に、サービス管理責任者や関係機関等が連携して障害のある人の意思決定に対する支援を行うとともに、障害福祉サービスの利用に伴う相談支援が受けられる体制を整備します。

施 策（２）

成年後見の利用促進

○成年後見センターの設置（障害福祉課）

後見人の育成や後見制度の周知、成年後見を行うための「成年後見センター」を設置し、知的障害や精神障害、発達障害などにより判断や管理能力が不十分な方が、親の亡き後も安心して暮らせるよう支援します。

○成年後見制度の推進（長寿福祉課）

成年後見講座を開催し、成年後見制度の理解促進、普及および取組みを推進するとともに、「高齢者専門相談窓口」の設置や弁護士等の専門家派遣により、必要な支援を行います。

また、法人後見を実施しようとする市町の社会福祉協議会に対して、法人後見立上げのための検討会や市民後見養成講座等を支援します。

施 策（3）

選挙に対する配慮

○点字投票制度等の周知（選挙管理委員会）

自宅での投票が可能な郵便等による不在者投票制度をはじめ、代理投票制度や点字による投票制度の活用および正しい利用方法について、周知を図ります。

○投票所のバリアフリー化（選挙管理委員会）

投票所や期日前投票所を設置する市町選挙管理委員会に対し、障害のある人が利用しやすいよう、駐車場の確保や段差解消などのバリアフリー化を働きかけます。

○選挙公報や政見放送等への配慮（選挙管理委員会）

県選挙管理委員会が発行する選挙公報について、障害者団体と協力し、点字版および音訳版を提供します。

また、知事選挙について、手話通訳付きの政見放送を実施します。手話通訳の挿入が認められていない参議院選挙区選出議員選挙については、障害者団体が実施するビデオ集会への支援を行います。

重点施策（３）虐待防止の推進

基本的考え方

虐待は、障害のある人の人格や尊厳をおびやかすものであり、障害者虐待防止法の「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」という趣旨の下、虐待防止のための取組を行い、障害のある人が安心して生活できる地域づくりを進めていく必要があります。

虐待防止に対する意識啓発を行うとともに、効果的な支援体制の構築を進めます。

施 策（１）

虐待防止の推進

○障害者権利擁護センターを中心にした体制構築（障害福祉課）

障害のある人への虐待を防止するため、県が設置する「障害者権利擁護センター」と各市町が設置する「障害者虐待防止センター」が連携し、効果的な体制の構築を図ります。

また、障害福祉サービス利用者の虐待防止のため、事業所や市町の職員を対象にした研修会等を実施し、職員の資質向上を図ります。

○虐待防止のための人材の育成（長寿福祉課）

虐待に関する専門講義等を実施し、虐待の窓口となる市町職員の能力向上を図るとともに、弁護士等の専門家を派遣し、実際の事例に対しても支援します。

重点施策（４） 障害のある人等の声の反映

基本的考え方

障害のある人の社会参加を進めるためには、様々な社会基盤を整備するとともに、障害のある人に関する政策等に自ら参画できる環境を整備することが重要です。

これまで発言することの少なかった障害のある人が、「言えは届く」ということを実感し、積極的に社会参加できるよう、政策等に対する発言の場、意見交換の場を設けます。

数値目標

指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
共生社会条例に関する 出前講座の実施	2016	—	2022	延400回

施 策（１）

障害のある人の発言の場の拡大

○タウンミーティング等の実施（障害福祉課）

障害のある人を含め、広く県民の声を障害者施策に反映させるため、県内各地においてタウンミーティングを開催し、意見交換を行います。

また、各地域において共生社会条例に関する出前講座を開催し、条例の理念等の県民への普及啓発に努めます。

重点施策（５） 交流の推進

基本的考え方

障害のある人への差別や偏見の根底には、障害のある人に対する無理解、無関心があります。障害のある人となない人が、お互いを知り、理解することにより、差別や偏見をなくしていくことが重要です。

お互いがお互いを知るため、子どもから大人まで、学校や地域における交流を推進します。

施 策（１）

相互交流の推進

○国体・障スポの融合の推進（大会推進課、競技式典課、障害者スポーツ大会課）

福井で開催される国体と障害者スポーツ大会において、全国に先駆けて融合を推進し、スポーツの素晴らしさや可能性を共有できる大会を目指します。

イベントなどを通して市町とともに融合の機運醸成を図るとともに、障スポの観覧・観戦、県民スポーツ交流期間における障害のある人となない人の交流、国体・障スポ会場の環境整備を推進します。

○特別支援学校と近隣小・中学校等の交流・学習の推進（高校教育課、子ども家庭課）

特別支援学校と小・中学校が行う交流及び共同学習を通して、障害のある子どもとなない子どもが共に学ぶことができる体制を整えます。

障害のある乳幼児と障害のない乳幼児が、認定こども園、幼稚園および保育所にて共に教育および保育できる体制を支援します。

○特別支援学校と小・中・高校のスポーツ・文化交流の推進（高校教育課）

障害のある子どもとなない子どもがスポーツの楽しさを共に味わうなどして、障害のある人の社会参加や障害に対する理解を推進します。

○障害者施設における体験・交流の推進（障害福祉課）

障害への関心と理解を深めるため、障害者施設が中心となって、地域の小・中学生等子ども達を対象とした施設ボランティア体験や障害のある人との交流イベントを実施します。

また、夏祭等の地域行事への参加など施設と住民との交流を進め、地域全体での障害のある人に対する理解促進を図ります。

○児童生徒対象の障害者スポーツ交流体験の実施（障害福祉課）

障害の有無にかかわらず、スポーツの楽しさを共有できるよう、児童生徒を対象にした障害者スポーツの体験教室や交流会を実施し、障害者スポーツを通じて理解促進を図ります。

基本目標2 自立した生活・自己実現の支援

重点施策（１）意思決定支援の推進

基本的考え方

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、自らが意思決定を行い、自らの意思が反映された生活を送ることが重要です。

自ら意思を決定することが困難な障害のある人に対しては、日常生活や社会生活において、可能な限り本人が意思決定できるよう必要な支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制の整備を進めます。

施 策（１）

意思決定支援の推進

○意思決定支援に携わる職員の知識・技術の向上（障害福祉課）

自ら意思を決定することが困難な障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員やサービス管理責任者など意思決定に携わる職員に対し、意思決定支援ガイドラインの研修を行い、必要な支援等が行われるよう努めます。

○関係機関等の連携（障害福祉課）

相談支援事業所を中心に、サービス管理責任者や関係機関等が連携して障害のある人の意思決定に対する支援を行うとともに、障害福祉サービスの利用に伴う相談支援が受けられる体制を整備します。

重点施策（２）相談支援体制の充実

基本的考え方

障害のある人の地域での生活を支えるためには、相談支援事業所を中心に、地域の関係機関が連携して相談支援を行うことが必要です。

また、障害のある人が地域で自立した生活を送るため、個々の特性・状況・ニーズに対応した多様なサービスを主体的に選択し、計画的に利用できるよう、相談支援従事者に対する研修を実施し、相談支援体制の充実を図ります。

施策（１）

人材育成による相談支援の充実

○関係機関の連携（障害福祉課）

市町、各地域自立支援協議会等と連携・協力し、相談支援従事者および各種サービス間のネットワーク強化を図り、スムーズなサービス提供が実施できる体制づくりを推進します。

○相談支援従事者研修の実施（障害福祉課）

地域の障害のある人等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な各種サービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得するなど、相談支援に従事する者の養成および資質の向上を図ります。

また、全ての障害福祉サービス等利用者へのサービス等利用計画の作成が義務付けられたことから、計画を作成し相談支援にあたる相談支援専門員の拡充およびスキルアップに努め、相談支援機能の強化を図ります。

○専門コース別研修の実施（障害福祉課）

現に相談支援に従事している者の専門性の向上と、障害のある人の多様なニーズに対応するためにテーマを絞った研修を実施し、相談支援従事者の資質向上を図ります。

重点施策（３）適切な福祉・医療サービスの提供

基本的考え方

障害のある人が住み慣れた地域で生活をするためには、身近な地域で福祉や医療のサービスを受けることができる環境の充実が必要です。

障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、適切な障害福祉サービス、医療サービス等の提供を行います。

数値目標

指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置	2016	—	2022	6ヵ所

※健康福祉センター単位に設置

施 策（１）

精神障害のある人の地域移行の推進

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム体制の構築（障害福祉課）

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神科病院に長期入院している精神障害のある人の早期退院及び地域移行を推進するため、健康福祉センター等を中心に地域包括ケアシステムを構築します。

○地域移行への支援（障害福祉課）

地域移行を受け入れるため、グループホームなどの基盤整備を行うとともに、精神障害のある人に対応できる施設従事者の育成を行います。

施 策（２）

心身障害児者の歯科健診・診療

○心身障害児者歯科健診・診療事業の実施（障害福祉課）

心身障害児者は、虫歯や歯周疾患の罹患率が高い傾向にあり、自己管理が困難な状況や保護者等の認識不足により、歯科疾患が重症化する傾向にある。そのため、福井県口腔保健センターにおいて、心身障害児者を対象とする歯科診療を行うとともに、心身障害児者の家庭を訪問し、歯科健診や歯科衛生に関する指導・助言を行います。

施 策（3）

認知症医療の充実

○若年性認知症への支援（長寿福祉課）

若年性認知症に関する専用の相談窓口を設置し、福祉サービス、健康・医療、権利擁護に関する相談を受け、情報提供を行うとともに、支援関係者とのネットワークを構築し必要な支援につなげます。

○診断・治療体制の強化（長寿福祉課）

市町において、認知症検診を活用した認知症の早期発見を推進するとともに、早期の支援につなげるため、患者の自宅を訪問し多職種が連携して多角的に支援方法を検討する「認知症初期集中支援チーム」が活発に活動できるよう支援します。

○認知症に対する理解促進（長寿福祉課）

認知症について正しく理解する「認知症サポーター」を養成する講座を開催し、住民に認知症に関する理解を広げるとともに、認知症の人や家族を支える「認知症ステップアップサポーター」の活動を促し、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるまちづくりを進めます。

○認知症ケアの人材育成（長寿福祉課）

地域において認知症の人が安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護サービスを担う人材に対して、認知症の支援に関する知識や技術、多職種連携を学ぶ研修を実施します。

施 策（4）

経済的支援

○医療費の助成（障害福祉課）

障害のある人が適切な医療サービスを受けられるよう、自立支援医療制度の普及と適切な運用を図ります。また、重度の障害のある人の医療費無料化を引き続き実施し、医療を受ける際に過度の負担が生じないようにします。

○低所得障害者に対する助成（長寿福祉課）

介護保険導入時に、障害者施策によるホームヘルプ利用者で、サービス料の負担がなかった低所得の障害のある人に対しては、利用者負担を全額免除します。

○指定難病等の医療費助成（健康増進課）

難病法に基づく指定難病、特定疾患治療研究事業および先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象疾患の患者に対して医療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。また、データを収集し、疾病の原因究明、治療方法の確立など国の研究事業に協力します。

○小児慢性特定疾病の医療費助成（健康増進課）

小児慢性特定疾病として指定された疾病の患者に対し医療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。また、データを収集し、疾病の原因究明、治療方法の確立など国の研究事業に協力します。

重点施策（４） 障害福祉・医療を支える人材確保

基本的考え方

障害のある人のニーズに的確に対応し、質の高い福祉、医療サービスを提供するためには、それを担う人材の確保が最も重要ですが、少子高齢化が進み労働力人口が減少する中で、福祉分野の人材不足は深刻になっています。

質の高い福祉人材を安定的に確保するため、県と事業者が一体となって人材確保対策を進めます。

施 策（１）

福祉人材確保対策の実施

○人材確保部会の設置（障害福祉課）

県の自立支援協議会に、事業所の経営者や責任者で構成する人材確保部会を新たに設置し、問題意識や課題を共有するとともに、障害福祉分野における有効な人材確保対策について専門的検討を行います。

○県、事業者が協働した人材確保対策の実施（障害福祉課）

人材確保部会が企画立案した人材確保対策について、県と事業者が協働して具体的な事業実施を行います。

重点施策（５） 意思疎通支援の充実

基本的考え方

意思疎通（コミュニケーション）手段の確保は、障害のある人が社会参加するうえで基本となるものです。本県においては、2018（平成30）年4月に、意思疎通手段としての手話の普及等を目的とする手話言語条例が施行されました。

障害のある人の自立と社会参加を支援するため、障害特性に応じた情報提供の拡充を推進します。

数値目標

指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
手話通訳・要約筆記者等養成数	2016	899 名	2022	2,000 名

施 策（１）

意思疎通支援手段の確保

○意思疎通支援にかかる人材等の養成・確保・活用（障害福祉課）

日常生活における意思疎通手段を確保するため、障害者のニーズに対応する手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、盲ろう者通訳者などの人材養成を行うとともに、手話通訳者等の派遣体制を充実します。

また、軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して助成を行い、補聴器の早期装用を促して言語習得やコミュニケーション能力の向上を図ります。

○国体・障スポに向けたボランティアの養成（大会推進課、障害者スポーツ大会課）

会場美化や受付、福井の魅力の発信、障害のある方への対応などを行う運営ボランティアを養成します。

また、国体・障スポに参加する聴覚障害のある人への情報保障を図るとともに、全ての人に分かりやすい情報提供を行うため、手話通訳や要約筆記を行う情報支援ボランティアを養成します。

さらに、県内全ての大学・短大、医療・看護・福祉系専門学校15校において、障スポに参加する選手団に帯同し介助等を行う選手団サポートボランティアを養成します。

施策（２）

意思疎通支援の充実

○手話等の普及（障害福祉課、大学・私学振興課）

手話の普及を通じて県民の障害に対する理解を促進するため、県内市町において手話普及講座を開催します。

また、大学連携センターの県内大学共通講義において「手話講座」を通年開講し、手話についての知識の普及および手話ができる人材の育成を行います。

○ＩＣＴ（情報通信技術）機器を活用した意思疎通支援の充実（障害福祉課）

多くの県民が参加する大会等において、手話通訳者を派遣するとともに、ＩＣＴ機器を活用して文字情報による意思疎通支援の充実を図ります。

施策（３）

行政情報のバリアフリー化の推進

○行政情報のバリアフリー化（広報課）

県の主要な施策、事業等、行政情報へのアクセス機会の均等化を推進するため、視覚障害のある人に対しては、「ふれあい県政だより」（点字版・音声版）を発行し、聴覚障害のある人に対しては、テレビ広報番組等に字幕や手話を付与します。

○法制情報のアクセス向上（情報公開・法制課）

視覚障害のある人が条例など法制情報を理解しやすいように、条例の内容を点字で紹介するとともに、ホームページに掲載した情報に読み上げ機能を追加し、アクセスの向上を図ります。

○県庁舎へのＩＣＴ機器の導入（財産活用推進課）

聴覚障害のある人に対する支援のため、県庁舎受付に音声情報を文字情報に変換するタブレット端末を導入します。

重点施策（６） スポーツの振興

基本的考え方

2018（平成30）年度開催の全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」を契機に、スポーツによる障害のある人の社会参加を推進するため、障害者スポーツの普及促進を図ります。

また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックなど主要国際大会等への出場をめざすトップアスリートの育成に取り組みます。

数値目標

指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
障害者スポーツ体験教室参加者数	2016	1,089 名	2022	2,500 名

施 策（１）

障害者スポーツの振興

○スポーツに親しめる環境の整備（障害福祉課）

障害のある人が身近な地域で日常的にスポーツに親しめるよう、障害のある人の総合型スポーツクラブ等への参加に支援を行い、障害者スポーツの裾野拡大を図ります。

○スポーツ等の体験交流による障害への理解促進（障害福祉課）

障害者アスリートによる障害者スポーツの体験・講習会を開催し、障害の有無にかかわらず参加者が広く交流することにより、障害に対する県民の理解の促進を図ります。

○障害者スポーツ指導者の養成（障害福祉課）

競技の専門的知識を持つ指導者を対象とした障害に関する知識や技術に関する研修会を開催し、障害者スポーツの競技指導ができる指導者の養成に努めます。

また、地域で障害者スポーツの普及・指導にあたる障害者スポーツ指導員の養成講習会を開催し、障害のある人がスポーツを行う環境を整備します。

○パラリンピック等の競技スポーツに対する支援（障害福祉課）

同様の障害のある人の大きな希望である、本県の障害者トップアスリートに対して多方面から支援を行うことにより、その育成と障害者スポーツに対する理解促進を図ります。

重点施策（７） 文化芸術活動の充実

基本的考え方

文化芸術活動に参加することは、障害のある人の生活を豊かにし、社会参加を促進する上で重要なことです。

障害のある人が絵画などの文化活動を楽しみ、文化・芸術を通じて自立と社会参加を実現できる場所および指導を受ける機会を提供します。

施 策（１）

芸術・文化を通じた社会参加の推進

○発表する機会の確保（障害福祉課）

ハートフル文化祭を開催し、障害のある人が制作した絵画、書道、手工芸品の展示や、合唱や楽器の演奏をする場を広く設け、障害のある人自らの個性と才能を発揮する機会を充実していきます。

○参加する機会の確保（障害福祉課）

演劇や講演会などの文化芸術活動に対して、手話通訳者の派遣を行い、障害のある人が文化芸術に親しむ機会を拡大します。

○国体・障スポにおける文化プログラムの開催（大会推進課）

国体・障スポ行事の一つである文化プログラムにおいて、障害のある人の文化芸術活動をはじめ、福井県の多様な文化とその魅力を、来県する選手や県民にアピールするとともに、全国に向けて発信します。

施 策（２）

文化芸術に触れる機会の充実

○特別支援学校等での出張音楽堂の開催（文化振興課）

特別支援学校、盲学校、ろう学校において出張音楽堂（室内コンサート）を開催し、障害のある子どもたちに音楽に触れる機会を提供します。

○文化芸術活動への支援（文化振興課）

文化活動団体等による、障害のある人を対象とした文化芸術活動を支援します。

基本目標3 ライフステージに応じた生活支援

重点施策（１）発達障害のある人への支援の充実

基本的考え方

発達障害は、わかりにくく、理解されにくいという特徴から、適切な支援を受けることができないままひきこもりやうつ等の二次障害を引き起こすケースも少なくありません。一方、早期に気づき適切な支援を受ければ、困難を克服し、通常の社会生活を送ることもできます。

そのためには、家庭、保育園、学校など、日頃児童が過ごす場所で、児童に関わる保護者、保育士等がその子の困難さに気づき、早期に支援を行い、ライフステージの移行においても引き続き途切れない支援を受けることができるしくみをつくり、全国モデルの発達障害児者支援体制を充実します。

また、子どもの心の問題に対応するため、拠点病院を中核として、医療、福祉、教育等のネットワークの充実を図り、子どもの心の問題に対応できる医師や支援者の養成を行います。

施 策（１）

発達障害のある人への支援体制づくり

○「発達障害者支援地域協議会」の開催（障害福祉課）

乳幼児期から学校教育、就労まで途切れない支援を行うため、保健・保育・福祉・教育、労働、医療等の関係機関が連携した「発達障害者支援地域協議会」を開催し、県の支援体制の現状や支援ニーズ等を把握し、地域の実情に応じた発達障害のある人への支援体制づくりを進めます。

○福井県方式支援ツールの普及および活用研修の実施（障害福祉課）

福井県方式支援ツール「子育てファイルふくいっ子」の考え方の理解や活用方法に関する研修を実施します。

○発達障害者地域支援マネージャーによる市町支援（障害福祉課）

発達障害児に対して早期から途切れない支援を行うため、発達障害児地域支援マネージャーを配置し、市町における保健・保育・福祉・教育部局の連携による支援体制づくりの助言・指導を行います。

○子どもの心の診療体制の整備

発達障害などの児童青年期における子どもの診療を行える専門医の養成およびコメディカルを育成し、子どもの心の診療体制を整備します。

施 策（２）

発達障害（児）者支援センターの運営

○福井県発達障害（児）者支援センターによる相談・就労等の支援（障害福祉課）

福井県発達障害（児）者支援センター（スクラム福井）の県内３か所の窓口において相談支援、就労支援等を行います。

○福井県発達障害（児）者支援センターによる地域の支援体制づくり（障害福祉課）

福井県発達障害（児）者支援センター（スクラム福井）が、発達障害児者支援の中核として、地域の支援機関への助言を行う等、地域の支援体制づくりを進めます。

施 策（３）

保育所、認定こども園および幼稚園等の支援体制強化

○保育カウンセラーの配置（子ども家庭課）

市町に配置した保育カウンセラーが保育所等を巡回し、発達障害児を含む「気になる子」について、保育士や保護者等にアドバイス等を行います。

施 策（４）

特別支援教育の充実による学校の支援体制強化

○発達障害児教育の推進（高校教育課）

通常学級に在籍しながら個別指導を必要とする発達障害のある児童・生徒を対象に、一人ひとりの教育的ニーズに即した教育支援を行うため、特別支援教育センターおよび嶺南教育事務所特別支援教育課ならびに各特別支援学校が小・中学校等を支援する体制を推進します。

○発達障害のある児童・生徒の移行支援（高校教育課）

小・中学校における発達障害などの支援や配慮を必要とする児童・生徒に対して、個別の支援計画等の作成を促し、指導・支援の充実を図るとともに、移行期における小・中・高の学校間での支援の引き継ぎ体制を推進します。

施策（５）

家族支援の充実

○ペアレントプログラムの推進（障害福祉課）

保護者が、子どもの特性を親仲間と一緒に肯定的に捉えられるようにするペアレントプログラムの実施者を養成し、地域でのプログラム実施を推進します。

○ペアレントメンターの養成（障害福祉課）

自身の発達障害のある子どもの子育て経験を基に、相談・助言を行うペアレントメンターを養成し、地域での相談体制の充実を図ります。

重点施策（２）障害のある子どもの地域療育体制の整備

基本的考え方

県内の障害のある子どもの多様なニーズに対応するためには、身近な地域で日常生活や集団生活に必要な機能訓練や医学的な指導等の療育を受けられる環境を整備することが必要です。

そこで、医療機関や地域の中核となる児童発達支援センターと、療育拠点となる児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所が連携して、地域療育体制の強化を図ります。

数値目標

指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
児童発達支援センター設置市町数	2016	5 市	2022	17 市町

施 策（１）

県内各地域における療育の質の確保

○地域の療育支援拠点の整備（障害福祉課）

保育所等訪問支援や障害児相談支援などの地域支援に取り組む児童発達支援センターの１７市町への設置を進めるとともに、児童発達支援センターを中心に、医療機関や児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所などの地域療育拠点の連携を図り、障害のある子どもが身近な地域で療育が受けられる体制を整備します。

○こども療育センターによる地域の療育支援（障害福祉課）

こども療育センターの地域療育支援機能を強化し、地域の療育拠点病院などへの療育指導を行うことにより、地域における療育の質を高めます。

重点施策（３）医療的ケア児への支援の確保

基本的考え方

医療的ケアが必要な子ども（以下「医療的ケア児」という）は、身近な地域において医療や福祉サービスを受けられる場が少なく、また、学校や保育園においても医療的ケアに対応できない場合が多くあります。

医療的ケア児が住みなれた地域等において、必要な医療や福祉サービスの提供が受けられるよう、医療、保健、福祉、教育の関係機関が連携して総合的な支援を行う体制を整備します。

※医療的ケア児……人工呼吸器を装着した障害児、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児

施 策（１）

医療的ケア児への在宅支援体制の構築

○医療、教育、福祉の連携による在宅支援体制の構築（障害福祉課）

医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、医療、保健、教育、福祉等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等による情報共有と対応を協議する場を設け、必要な医療や教育、福祉サービスなどを一体的に提供できる体制を構築します。

また、医療や福祉の関係分野において医療的ケア児の暮らしの設計を手助けできるコーディネーターを育成します。

○医療的ケア児への支援（子ども家庭課）

保育所等利用を希望する医療的ケア児が安心して通所できるよう、市町において、必要に応じて看護師を保育所に派遣するなど体制を整備します。

重点施策（４） 重症心身障害児者への支援の充実

基本的考え方

重度の心身障害があり、医療的なケアが必要な障害のある人の受け入れが可能な福祉サービス事業所は少なく、介護者である家族の負担は大きい状態にあります。

重症心身障害児者とその家族が、必要とする支援を受けられるよう、身近な地域で心身障害児者の受け入れ可能な福祉サービスを充実します。

施 策（１）

重症心身障害児者の受け入れ拡大

○通所支援事業所での重症心身障害児者の受け入れ拡大（障害福祉課）

医療的ケアを必要とする重症心身障害児者が安心して在宅での生活を続けられるよう、放課後等デイサービスや児童発達支援などの障害児通所支援事業所や短期入所事業所の重症心身障害児者の受け入れに対する支援を行い、その受け入れ可能な事業所を増やして在宅での支援体制を整備します。

重点施策（５）高齢化対策の充実

基本的考え方

身体障害のある人の内65歳以上の割合は、平成28年度末現在で77.3%と高齢化が進んでいます。障害のある人も介護保険適用年齢に達すると、障害福祉サービスではなく介護保険サービスの利用が優先されます。

このため、高齢の障害のある人が介護保険サービスについても円滑に利用するための環境整備を行います。

施策（１）

介護保険へのスムーズな移行の促進

○共生型サービスの普及（障害福祉課）

65歳以上の障害のある人が障害者福祉施設で介護保険サービスを利用できるよう、障害福祉施設における「共生型サービス」の実施を推進します。

○入所施設における移行促進（障害福祉課）

介護保険サービスの円滑な利用を図るため、介護保険施設職員に対して障害特性に応じた支援方法に関する研修を実施し、介護保険施設への受入れを促進します。

重点施策（6）障害特性に応じた細やかな支援

基本的考え方

高次脳機能障害は外見ではわかりにくく、本人や家族も気づきにくい障害であり、障害の現れ方も様々です。また、障害福祉サービスを受けることができる難病は358疾患と拡大しており、一人一人の療養生活に応じた支援が必要です。

高次脳機能障害や難病など、その特性が多岐にわたる障害に対しては、きめ細やかな対応とともに、社会的な理解不足を解消し、支援体制の充実を図ります。

施策（1）

高次脳機能障害者医療の充実

○高次脳機能障害者の早期発見・支援の充実（障害福祉課）

福井県高次脳機能障害者支援センターを拠点に、高次脳機能障害についての周知を進め、高次脳機能障害の早期発見および支援の充実を図ります。

施策（2）

難病患者への支援の充実

○福井県難病支援センターにおける患者支援（健康増進課）

難病患者が安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、福井県難病支援センターにおいて、療養・就労に関する相談や患者同士の自主的な活動への支援等を実施します。また、健康福祉センターや医療・保健・福祉関係機関等と連携して支援ネットワークの充実を図り、難病対策を推進します。

○地域における患者支援（健康増進課）

難病の患者や家族の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養の支援のため、健康福祉センターにおいて、医療相談会や訪問相談・指導等を行います。

また、各地域の実情に応じた支援体制について関係機関と協議し、さらなる患者支援の充実を図ります。

○重症難病患者の在宅療養支援（健康増進課）

人工呼吸器装着または気管切開をして在宅療養をする重症難病患者の介護者の休息等のため、患者に一時入院または長時間訪問看護を行う体制を整え、患者、家族の生活の質の向上を図ります。

○小児慢性特定疾病児童等の自立支援（健康増進課）

小児慢性特定疾病児童および家族からの相談に応じるため自立支援相談所を設置し、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行い、小児慢性特定疾病児童の自立促進を図ります。

重点施策（7）障害のある子どもの家族等への支援

基本的考え方

障害のある子どもの保護者は、介護などによる体力的負担や心理的負担を抱えています。また、障害のある子どもの兄弟姉妹（以下、「きょうだい」という。）や障害のある人の子どももまた、障害に関する知識不足からくる不安や罪悪感など特有の心理的な負担を抱えています。

悩みを抱えて孤立した状態にならないよう、親に対する支援、障害のある子どもにとって身近な存在であるきょうだいや障害のある人の子どもへの支援を充実します。

施 策（1）

家族への支援の充実

○障害のある子どもの家族等への支援の充実（障害福祉課）

親同士が悩みや情報を共有する場として児童発達支援センターの相談機能を充実します。

きょうだいや障害のある人の子どもの心理的負担を軽減するため、同じ立場の者が集まって交流できる場や悩みを話せる場を整備します。

また、親に対して、セミナー等を開催し、きょうだいが抱える負担感と適切なかわり方についての理解を促進します。

重点施策（８） 特別支援教育の充実

基本的考え方

障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるよう環境を整備していきます。

施 策（１）

住み慣れた地域で安心して暮らしていくための教育の充実

○教員の専門性向上（高校教育課）

通級による指導の担当教員に対し、発達障害等の障害に関する専門性を充実させ、児童・生徒の障害特性に応じた支援の充実を図ります。

○特別支援学校と近隣小・中学校の交流・学習の推進（高校教育課）

特別支援学校と小・中学校が行う交流及び共同学習を通して、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶことができる体制を整えます。

○特別支援学校と小・中・高校のスポーツ・文化交流の推進（高校教育課）

障害のある子どもとない子どもが共にスポーツ・文化活動を楽しみ、相互理解を促進するとともに、障害のある人の社会参加を推進します。

○特別支援学校の就労応援（高校教育課）

特別支援学校の生徒が行う企業実習のサポートを充実し、地元企業への就労を促進するとともに、企業に就職した卒業生に対して定期的な企業訪問などのアフターフォローを実施し、職場定着・離職防止を進めます。

重点施策（９）就労支援の充実

基本的考え方

障害のある人の勤労意欲は近年急速に高まっています。障害のある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、一般就労から就労継続支援B型事業所まで、幅広い就労への支援を行います。

数値目標

指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
就労支援A型事業所平均賃金	2015	全国 17 位	2022	全国 10 位以内
就労支援B型事業所平均工賃	2015	全国 1 位	2022	全国 1 位

施 策（１）

障害者雇用の促進

○障害者雇用に対する理解促進（労働政策課）

障害のある人の雇用の実態や就労状況を広く県民に周知して理解を深めるため、「障害者雇用支援月間」（９月）に「ふくい障害者ワークフェア」および「ふくい障害者雇用推進セミナー」を開催して、積極的に啓発活動を行います。

○障害のある人の能力・特性に応じた職域の拡大（労働政策課）

県内２か所の障害者就業・生活支援センターに雇用促進支援員を配置し、障害のある人、事業主双方からの相談に対応するとともに、企業開拓や一般企業・官公庁への就労の促進、職場定着に向けた支援等を行います。また、県独自の企業への短期就業体験（３日～２週間程度）を実施し、職場適応訓練等につなげていくことにより、一般企業への就労を支援します。

また、県内企業の人手不足に対応するため、企業向けの専門相談窓口を開設し、高齢者や女性、障害のある人等、多様な人材が活躍できる環境づくりを支援します。併せて、企業訪問により収集した求人情報を基に、障害者就業・生活支援センターと連携してマッチングを支援します。

○職業能力開発の充実（労働政策課）

巡回就職支援指導員を配置し、職業訓練受講者へのキャリアコンサルティングや職業紹介等を実施し、障害のある人の就労を支援するとともに、障害のある人が実際の作業環境の中で、その作業や職場環境に慣れるための適応訓練や訓練終了後の定着のために事業主への助成を行うなど、就労の促進を図ります。

離転職者等に対しても、ITや介護などの職業訓練を民間教育訓練機関等で実施し、再就職のための能力向上や資格取得を支援します。

また、特別支援学校や福祉施設等の障害のある人に対して、企業等を活用した実践的な職業訓練を実施することにより、障害のある人の一般就労と定着を支援します。

○特別支援学校の就労応援（高校教育課）

特別支援学校の生徒が行う企業実習のサポートを充実し、地元企業への就労を促進するとともに、企業に就職した卒業生に対して定期的な企業訪問などのアフターフォローを実施し、職場定着・離職防止を進めます。

施 策（2）

障害者賃金の向上

○農福連携の推進（障害福祉課、地域農業課）

就労支援事業所の農業分野への進出を支援し、農業生産技術を向上させるため、施設の指導者等のふくい園芸カレッジの研修受講を支援します。

また、就労支援事業所の施設外就労の場として農業も選択できるよう、農業者からの農作業請負を推進します。

○商品の品質向上、技術の向上への支援（障害福祉課）

付加価値のある商品開発や作業能率向上による賃金向上を図るため、障害者就労支援事業所に対して、商品開発や障害のある人の働き方に対する助言、指導等を行うアドバイザーを派遣します。

○国体・障スポ関連グッズ等の製作の支援（障害者スポーツ大会課）

特別支援学校の児童・生徒等が手作りした記念品を、障スポの選手・役員に贈呈します。

○セルフ商品の販路拡大（障害福祉課）

セルフ商品を販路拡大し障害者賃金の向上を図るため、セルフフェアや農産物を販売する「マルシェ」の開催を拡大するとともに、一般企業と就労支援事業所との受発注のマッチングを図る見本市や商談会を開催し、一般企業への販売拡大を図ります。

○就労支援事業所の経営改善（障害福祉課）

就労支援事業所の経営安定と賃金向上を図るため、中小企業診断士を派遣し、経営改善を支援します。

○官公需等の発注拡大（障害福祉課）

「障害者優先調達推進法」に基づく方針および目標について定めるとともに、調達の実績を公表します。また、市町や企業に対し、障害者施設商品の発注や施設外就労の受入れなど、賃金向上への取り組みについて協力を依頼します。

○国体・障スポにおける優先調達（大会推進課）

国体・障スポの調達方針に基づき、障害者就労施設から優先調達します。

基本目標 4 心の健康の推進

重点施策（１）精神科医療体制の充実

基本的考え方

精神疾患は近年増加傾向にあり、その症状が多様であることや自覚しにくいことから、症状が重くなってから精神科を受診することが少なくありません。

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、安心して地域や社会で生活できるよう、精神科医療機関や関係機関が連携しながら必要な精神科医療が提供される体制の構築を推進します。

施 策（１）

多様な疾患に対応できる医療連携体制の構築

○精神疾患医療提供体制の構築（障害福祉課）

統合失調症やうつ病、依存症など多様な精神疾患ごとに対応できる医療機能を明確にし、県内の医療連携による支援体制を構築します。

○精神科救急および身体合併症への医療体制確保（障害福祉課）

身体合併症を有する患者や自殺未遂等の精神疾患と身体疾患の救急医療体制について、精神科救急医療機関と一般救急医療機関との協議の場を設け、受け入れ体制の充実についての検討や研修を行い、連携体制の構築を行います。

重点施策（２）心の健康づくりの推進

基本的考え方

ストレス社会の中、心の病気は誰でもかかる可能性があります。現代社会は緊張の連続で、私たちは気づかぬうちにストレスをためこんでしまうことがあります。

身体健康づくりだけでなく、心の健康づくりも大変重要になってきています。県民すべてが、心の健康の重要性を正しく理解し健康でいられるよう、心の健康づくり対策を推進します。

施 策（１）

心の健康づくり

○正しい知識の普及（障害福祉課）

心の健康づくりのための広報活動や講演会を行い、精神疾患や心の健康に関する正しい知識の普及を引き続き図ります。

○うつ病等の早期発見・早期治療（障害福祉課）

健診時等におけるストレスチェックを推進し、うつ病等を早期に発見し、早期治療につなげます。

○職場や学校におけるメンタルヘルス対策の推進（障害福祉課）

若年層や働き盛り世代に対する心の健康づくりを推進するため、高校生へのメンタルヘルスセミナーを行うとともに、中小企業向けに従業員へのストレスチェックやストレスセミナーを実施するなど、メンタルヘルス対策の充実を推進します。

○精神保健に関する相談体制の充実（障害福祉課）

精神疾患に起因する二次障害の問題も含めて解決につながるよう、総合福祉相談所、健康福祉センター、市町などの関係機関が連携して精神保健に関する相談に応じます。

基本目標5 安心・安全な生活環境の整備

重点施策（１）障害に配慮したまちづくりの推進

基本的考え方

障害の有無にかかわらず誰もが、安全に安心して生活し、社会参加できるよう、県民の生活に密着した公共施設や民間施設のバリアフリー環境の整備を促進し、利用者の視点を重視したまちづくりを目指します。

また、障害のある人が安心して日常生活や社会生活が出来るようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、障害のある人の困難を自らの問題として捉え、社会参加に積極的に協力し、障害のある人の気持ちに寄り添ってサポートする

「心のバリアフリー」が重要です。県民のバリアフリーに対する意識・理解の向上や思いやりの心を醸成し、支え合い、助け合いができる社会づくりを行うなど、心のバリアフリーを推進します。

施 策（１）

公共交通機関等のバリアフリー化の推進

○公共交通機関のバリアフリー化の推進（交通まちづくり課）

地域住民の生活に必要不可欠な移動手段であるバスについて、その運行を確保するため、バス事業者における運行経費やノンステップバスの導入等、市町におけるコミュニティバスの運行を支援します。

○交通施設のバリアフリー化の推進（交通まちづくり課、道路建設課、道路保全課）

過度な車利用からの転換を進めるため、市町等が実施する、乗り継ぎ拠点となりうるバス停・駅での利便性向上のための施設整備等（バリアフリー化）を支援します。

また、道路や歩道などを、バリアフリーに対応した歩行空間に整備し、安心安全な生活環境の整備を推進します。

施 策（２）

建築物等のバリアフリー化の推進

○みんなにやさしいまちづくり整備の推進（障害福祉課）

障害のある人もない人も誰もが利用しやすい施設となるよう、障害のある人や高齢者など様々な立場の意見を反映したまちづくりの手法をまとめた「みんなにやさしいまちづくり整備の手引き」を活用した施設整備を推進します。

また、施設整備に関わるあらゆる人が情報を得られるよう、手引きをホームページ等で広く周知します。

○国体・障スポに向けたバリアフリー化の推進（障害者スポーツ大会課、都市計画課）

全ての人が快適に障スポ競技会場を利用できるよう、仮設による多目的トイレの設置やバリアフリー用資機材の購入を行い、バリアフリー化を図ります。

また、トリムパークかなづの体育館のスロープの勾配改修や点字シートの設置など国体・障スポの会場になっている体育施設のバリアフリー化を実施します。

○障害のある人が住みやすい居住環境の整備（建築住宅課）

県営住宅において、障害のある人が利用しやすいよう、室内の床段差の解消や手すりの設置などによるバリアフリー化を進めます。

施策（3）

心のバリアフリーの推進

○心のバリアフリー運動の展開

スロープ設置等のバリアフリー化に取り組む小規模な店舗等に対する支援を行い、障害のある人の生活に身近な場所へのバリアフリー化を推進します。

○バリアフリー表示証の普及（障害福祉課）

誰もが施設を安心して利用できるよう、施設のバリアフリー状況を表す表示証を交付し、利用者の一層の利便性を図ります。



○ハートフル専用パーキングの適正利用促進（障害福祉課）

身体障害者等用駐車場の適正利用を図るため、県内共通の「ハートフル専用パーキング利用証」を交付し、利用できる人を明らかにすることで、本当に必要としている人の駐車スペースを確保するとともに、利用者の増加に対応するため、ハートフル専用パーキング協定施設の拡大を図ります。

○観光地のバリアフリー化の推進（観光振興課）

障害のある人が安心して施設を利用できるよう、観光施設のバリアフリー情報を記載した観光ガイドブックを作成・配布するとともに、観光事業者に対し、障害のある人への接し方を記載したハンドブックの配布や接遇研修を実施するなど、観光における心のバリアフリーを推進します。

重点施策（２）防災対策の推進

基本的考え方

災害発生時には、迅速な情報入手と自力での避難が困難な方が多いことから、より大きな危険にさらされ、大きな被害を受けることが想定されます。

また、障害のある人は、避難所での生活において、身体的ケアやコミュニケーション支援等の特別な配慮を必要とします。

災害発生時に、障害のある人に確実に情報を伝達し、迅速な避難、保健・医療・福祉サービスの提供など避難所での適切な生活支援を行う体制の整備を進めます。

施 策（１）

障害のある人の避難体制の整備

○在宅の障害のある人の避難体制（障害福祉課）

市町や障害者団体などと連携して、災害（風水害、地震）発生時の在宅障害者への情報伝達、避難誘導、援護等の方法について検証を行い、具体的な災害支援のマニュアルを策定して、避難体制の整備を推進します。

○障害福祉サービス事業所の避難体制（障害福祉課）

大規模災害時には入所施設の利用者を迅速に避難させる必要があるため、関係機関、団体と協力して、災害時避難の受け入れ体制を構築します。

施 策（２）

災害時の医療等ケア体制の整備

○心のケア体制の充実（障害福祉課）

災害時の精神障害のある人などに対する医療を確保するため、精神科医師、看護師、精神保健福祉士等で構成する災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制整備を推進し、災害時の精神科医療提供体制の構築に取り組みます。

○関係機関との連携による医療等ケア体制の整備（障害福祉課）

医療関係機関（DMAT、JMAT、JRAT、県内病院等）や障害福祉サービス事業所、福祉関係団体と連携・協力し、福祉避難所において、重度心身障害、知的障害、精神障害、発達障害など様々な障害に対応して医療、リハビリテーション、福祉サービスなどが適切に提供できる体制を整備します。

施策（3）

災害時の情報の確保

○福祉避難所における情報の確保（障害福祉課）

福祉避難所において、手話通訳や要約筆記、点訳、音訳など、必要な情報が障害特性に応じて適切に伝えられるよう、関係機関、団体と協働して支援人材を派遣して、情報提供体制、意思疎通体制を整備します。

重点施策（３）防犯対策の推進

基本的考え方

平成28年9月に神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した入所者殺傷事件は、障害者施設の利用者および関係者に大きな衝撃を与えました。この事件により、障害福祉サービスの分野でも防犯上の備えや意識を常に心がける時代になったことが明らかになりました。

本県では、障害のある人もない人も等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に生活していける安全・安心な社会の実現を目指しています。

障害のあるなしに関わらず地域とのつながりを大切にしつつ、しかし、一方では犯罪の被害を抑え、利用者や職員の安全を確保するという両立が図られるような安全安心な施設づくり推進します。

施 策（１）

安全で安心な施設づくりの推進

○安全管理体制の確保（障害福祉課）

施設利用者や職員の安全を確保するため、防犯カメラや通報装置などの防犯設備を整備するとともに、防犯マニュアルの作成や防犯訓練の実施を推進して、施設の安全管理体制の確保を支援します。

○地域に開かれた施設づくりの推進（障害福祉課）

過度な防犯対策は、地域住民とのつながりを希薄にし、施設利用者の心理的不安や差別や偏見を助長することから、施設が開催する祭りやイベントへの地元住民の参加や、地元自治会の地域行事等への施設利用者の参加などの地域交流を実施し、地域の一員として開かれた施設づくりを推進します。

重点施策（４） 交通安全対策の推進

基本的考え方

障害のある人を含む交通弱者の安全に向けて、人にやさしい交通環境を確保するとともに、県民一人ひとりの交通安全意識の意識の高揚を図るなど、総合的な交通安全対策を推進します。

施 策（１）

障害のある人の交通安全の確保

○交通安全教育の実施（警察本部）

障害のある人への交通安全指導として特別支援学校等における交通安全教育を行うとともに、ドライバー全般に対する障害のある人への安全配慮のための、交通安全講習を強化して行きます。

○歩行空間のバリアフリー化（警察本部、道路保全課）

「第10次福井県交通安全計画」に基づき、音響式信号機、歩車分離式信号および視覚障害者誘導用ブロックの設置など、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

重点施策（５） 消費者被害の防止

基本的考え方

障害のある人の消費者トラブルは、障害者自身がだまされていることに気づきにくく、被害にあっても相談することが困難といった状況に陥りやすいため、被害の未然防止や早期解決のための情報提供、周囲の見守りなどが大切です。

このため、障害のある人本人や家族に対する意識啓発を行い、被害の未然防止・早期解決を図ります。

施 策（１）

消費者被害の防止

○消費者被害防止に関する情報誌による情報提供（県民安全課）

障害者家族会等に対し、消費者トラブル事例の紹介や予防策などを周知することによって、被害の未然防止を図ります。

○特別支援学校等への出前講座の実施（県民安全課）

障害のある人やその家族の意識啓発を行うため、特別支援学校等において、消費者トラブル防止等の出前講座を実施します。

○障害者向け相談対応力の向上（県民安全課）

障害のある人の消費者トラブルの早期解決・再発防止を図るため、消費生活相談窓口の相談員等を対象とした障害に対する知識や理解を深める研修を実施し、障害のある人向けの相談対応力を強化します。

第5章



計画の推進

障害者施策を推進するため、県の推進体制の充実や関係機関との連携の強化を図るとともに、県民の理解と協力を得て障害のある人が地域で安心して暮らしていくための施策を総合的かつ効果的に推進します。

1 共生社会づくりを推進するための県民への普及啓発

障害のある人の社会参加や差別解消を進める条例の理念を周知するため、「共生社会づくり推進セミナー」を開催し、官民を挙げて共生社会の実現を推進します。

2 県における進捗状況の把握と事業の実効性の検証

毎年、計画の進捗状況や障害や施策の現状を「福井県障害者施策推進協議会」に報告を行うとともに、施策の総合的かつ計画的な推進について審議を行います。

3 福井県共生社会づくり推進本部の設置

障害者施策を推し進めるために、各部局を横断した福井県共生社会づくり推進本部を設置し、全庁を挙げて施策を推進します。

4 県と市町との連携の強化

障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の目的や理念を、市町とともに広く県民に周知するとともに、市町との連携を強化し共生社会実現に向けた障害者施策の効果的な推進を図ります。

5 障害福祉サービス事業所に対する指導の充実

障害福祉サービスを提供する事業所に対しては、サービスの適正化や質の向上について、指導を充実します。

さらに、事業所において、実施するサービス内容について、自らが積極的に公表することを促します。

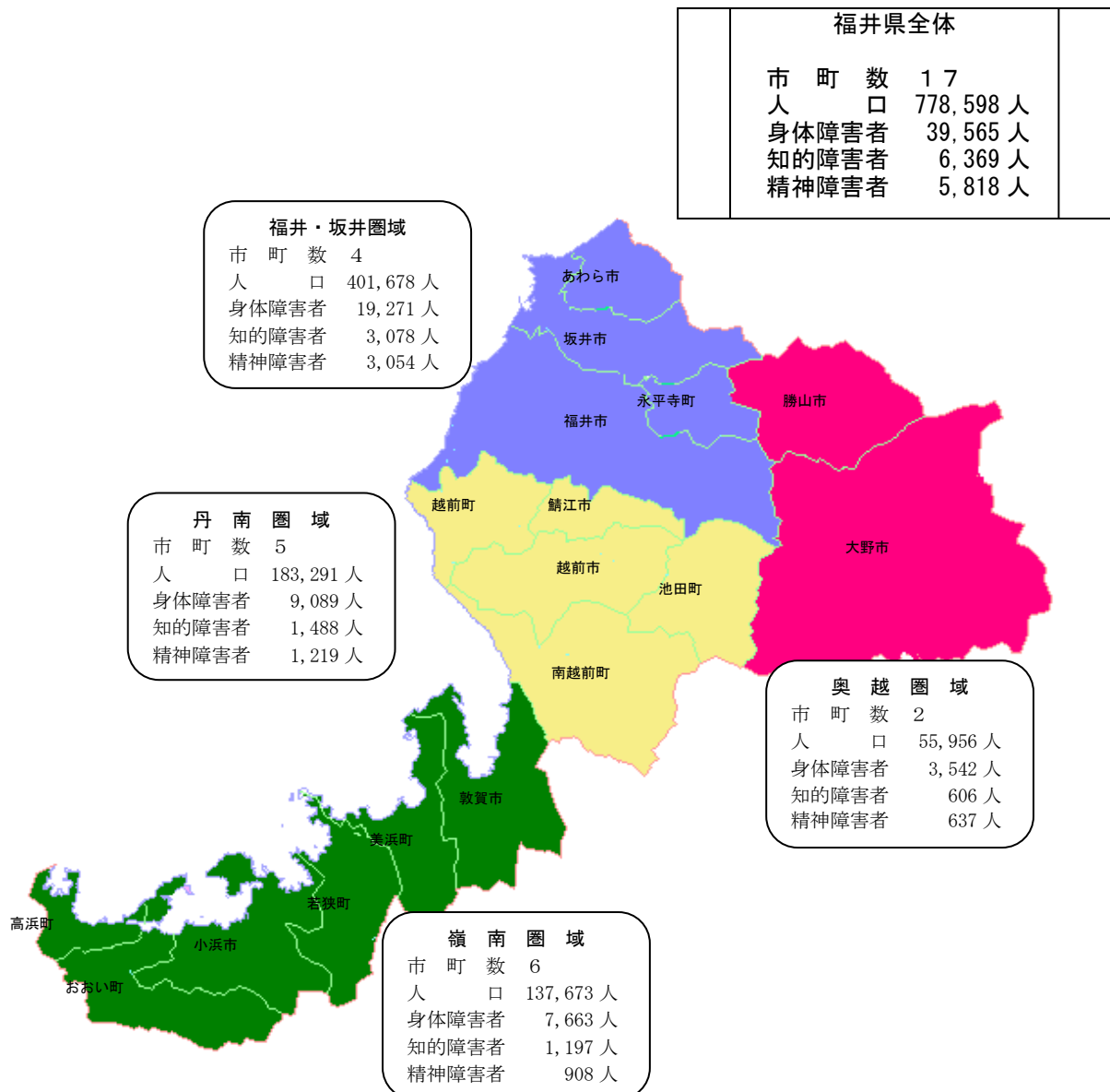
6 障害者団体等との連携、協力

障害者福祉の向上を目指す関係機関や団体と協力、連携し、障害のある人の意見を施策に反映していくための取組みを推進します。

6 障害保健福祉圏域の設定

障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの実施主体が市町村に一元化されましたが、市町を越えて対応する必要がある専門的な課題などもあることから、本県では、各市町の人口規模や地域特性などを踏まえて、4つの障害保健福祉圏域を設定しています。

〔福井県障害保健福祉圏域〕



第6章



達成を目指す主な目標

〔 第5期福井県障害福祉計画
第1期福井県障害児福祉計画 〕

1 計画の位置づけおよび計画期間

この計画は、障害者総合支援法に定める「障害福祉計画」と児童福祉法に定める「障害児福祉計画」を一体として策定したものです。

また、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」（以下「基本指針」という。）において、障害福祉計画は3年を1期として作成することとされていることから、計画期間は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間とします。

2 数値目標の設定

数値目標は、国の基本指針に基づき、設定している。

（1）施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の福祉施設に入所している障害のある人（以下「施設入所者」という）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、2020（平成32）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

平成28年度末時点の施設入所者数の4.1パーセント（68人）以上が地域生活へ移行することを目指します。

	項目	数値	目標値の考え方
現状	平成28年度末 施設入所者数 (A)	1,671人	
目標	2020（平成32）年度末 施設入所者数 (B)	1,671人	- 施設入所者削減数(C)は現状維持とする [基本指針：2%以上を基本とし、地域の実情に応じて設定する] - 地域生活移行者数(D)は市町の目標値の総数[基本指針：9%以上]
	削減数 (A) - (B) = (C)	0人	
	削減率 (C) / (A)	0%	
	地域生活移行者数 (D)	68人	
	地域生活移行率 (D) / (A)	4.1%	

○指定障害者支援施設の必要定員総数

国の基本指針では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めることとされています。2020（平成32）年度末の施設入所者定数は現状維持とします。

区分	平成28年度末	2020（平成32） 年度末
障害者支援 施設定員数	1,703人	1,703人

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、市町ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、精神病床における１年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定します。

①保健、医療、福祉関係者による協議の場

○圏域毎の協議の場

2020（平成32）年度末までに健康福祉センター単位で、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

目標	目標値の考え方
2020（平成32）年度末	
6箇所	健康福祉センター単位に設置 [基本指針：全ての圏域毎に設置]

○市町毎の協議の場の設置

2020（平成32）年度末までに全ての市町に協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します（複数市町による共同設置を含む）。

目標	目標値の考え方
2020（平成32）年度末	
17市町（複数市町による共同設置を含む）	国の基本指針が提示する目標値による

②入院中の精神障害者の地域生活への移行

○精神病床における１年以上長期入院患者数

地域の精神保健医療福祉の受入体制を整備することにより、１年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能となることから、2020（平成32）年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数を目標値として設定します。

現状		目標		目標値の考え方
平成 26 年度		2020（平成 32）年度		
65 歳以上	65 歳未満	65 歳以上	65 歳未満	
672 人	522 人	606 人	376 人	基本指針が提示する推計式による

○精神病床における早期退院率

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害のある人の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率および入院後1年時点の退院率に関する2020（平成32）年度における目標値を設定します。

	現状	目標	目標値の考え方
	平成26年度	2020（平成32）年度	
入院後3か月時点の退院率	69%	69%以上	基本指針が提示する目標値による
入院後6か月時点の退院率	86%	84%以上	
入院後1年時点の退院率	90%	90%以上	

○地域移行に伴う基盤整備量（利用者数※）

	目標	目標値の考え方
	2020（平成32）年度	
65歳以上	66人	基本指針が提示する推計式等による
65歳未満	98人	

※1年以上長期入院の精神患者のうち、地域移行によりグループホーム等の利用が見込まれる者の数

（3）地域生活拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、2020（平成32）年度末までに各市町または各圏域に少なくとも1箇所整備します。

※地域生活支援拠点等…障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

現状	目標	目標値の考え方
平成29年度末見込	2020（平成32）年度末	
2か所	各市町または各圏域に1箇所	基本指針が提示する目標値による

(4) 福祉施設から一般就労への移行**①一般就労移行者数**

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、2020（平成32）年度中に一般就労に移行する者の数を平成28年度実績の1.7倍以上とします。

現状	目標		目標値の考え方
平成28年度実績 (A)	2020（平成32）年度(B)	一般就労移行 比率(B)/(A)	
110人	184人	1.7倍	基本指針が提示する目標値による※前計画の未達成割合を合算

②就労移行支援利用率

上記①の目標を達成するため、2020（平成32）年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数と比べ69.4%以上増やします。

現状	目標		目標値の考え方
平成28年度末 実績	2020（平成32） 年度末	増加率	
235人	398人	69.4%	基本指針が提示する目標値による ※前計画の未達成割合を合算

③就労支援事業所の就労移行率

上記①の目標を達成するため、2020（平成32）年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所を全体の50%以上とします。

現状	目標	目標値の考え方
平成28年度末 実績	2020（平成32） 年度末	
13%	50%	基本指針が提示する目標値による

④就労定着支援事業による職場定着率

障害のある人の一般就労後の定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とします。〔基本指針が提示する目標値による〕

(5) 障害児支援の提供体制の整備等**①児童発達支援センターの設置**

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、2020（平成32）年度末までに、児童発達支援センターを各市町に少なくとも1箇所以上設置します（圏域毎の設置も含む）。

○児童発達支援センターを設置している市町数

現状	目標	目標値の考え方
平成 29 年度末	2020（平成 32）年度末	
5 市	1 7 市町 （圏域毎の設置も含む）	基本指針が提示する目標値による

②保育所等訪問支援

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町または各圏域に設置された児童発達支援センターの保育所等訪問支援の実施等により、2020（平成32）年度末までに、全ての市町に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

○保育所等訪問支援を利用できる体制を構築した市町数

現状	目標	目標値の考え方
平成 29 年度末	2020（平成 32）年度末	
6 市町	1 7 市町	基本指針が提示する目標値による

③主に重症心身障害児を支援する通所事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、2020（平成32）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1箇所以上確保します（圏域での設置も含む）。

○児童発達支援事業所（主に重症心身障害児対象）を確保する市町数

現状	目標	目標値の考え方
平成 29 年度末	2020（平成 32）年度末	
3 市	1 7 市町 （圏域での設置も含む）	基本指針が提示する目標値による

○放課後等デイサービス（主に重症心身障害児対象）を確保する市町数

現状	目標	目標値の考え方
平成 29 年度末	2020（平成 32）年度末	
4 市町	1 7 市町 （圏域での設置も含む）	基本指針が提示する目標値による

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2018（平成30）年度末までに、県、各圏域および各市町（都道府県が関与した上での圏域での設置も含む）において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。〔基本指針が提示する目標値による〕

2 本県の障害福祉サービス等の見込量

市町の障害福祉サービス等見込量の総量を基礎として、障害福祉サービス等の種類毎に、2020（平成32）年度までの各年度における必要な量を見込みます。必要なサービスの見込量の確保については圏域毎にその方針を示します。

（１）本県の障害福祉サービスの見込量

○訪問系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
居宅介護	15,911 時間/月	15,276 時間/月	15,274 時間/月	16,108 時間/月	16,109 時間/月	16,179 時間/月
	831 人	869 人	885 人	917 人	938 人	964 人
重度訪問介護	3,654 時間/月	5,273 時間/月	5,899 時間/月	6,505 時間/月	6,948 時間/月	8,019 時間/月
	11 人	17 人	20 人	26 人	31 人	37 人
同行援護	2,320 時間/月	2,119 時間/月	2,436 時間/月	2,605 時間/月	2,707 時間/月	2,835 時間/月
	134 人	126 人	137 人	143 人	147 人	154 人
行動援護	170 時間/月	166 時間/月	146 時間/月	432 時間/月	438 時間/月	484 時間/月
	13 人	13 人	13 人	16 人	17 人	19 人
重度障害者等 包括支援	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	5 時間/月	5 時間/月	93 時間/月
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	2 人
計	22,055 時間/月	22,834 時間/月	23,755 時間/月	25,655 時間/月	26,206 時間/月	27,610 時間/月
	990 人	1,025 人	1,055 人	1,103 人	1,134 人	1,177 人

○日中活動系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込	【参考】定員 2017年度
生活介護	42,817 人日分/月	42,312 人日分/月	42,635 人日分/月	48,632 人日分/月	52,245 人日分/月	55,904 人日分/月	2,503
	2,159 人	2,216 人	2,244 人	2,586 人	2,816 人	3,045 人	
自立訓練 (機能訓練)	163 人日分/月	108 人日分/月	179 人日分/月	252 人日分/月	258 人日分/月	320 人日分/月	6
	18 人	9 人	12 人	16 人	17 人	20 人	
自立訓練 (生活訓練)	2,711 人日分/月	2,489 人日分/月	2,857 人日分/月	4,148 人日分/月	3,835 人日分/月	3,991 人日分/月	189
	165 人	159 人	186 人	260 人	247 人	256 人	
就労移行支援	4,266 人日分/月	3,718 人日分/月	3,481 人日分/月	4,110 人日分/月	4,900 人日分/月	5,820 人日分/月	344
	249 人	234 人	209 人	260 人	310 人	368 人	
就労継続支援 (A型)	25,218 人日分/月	25,615 人日分/月	25,955 人日分/月	26,558 人日分/月	26,695 人日分/月	26,695 人日分/月	1,385
	1,227 人	1,318 人	1,349 人	1,391 人	1,418 人	1,441 人	
就労継続支援 (B型)	28,971 人日分/月	29,869 人日分/月	30,463 人日分/月	32,579 人日分/月	33,887 人日分/月	34,971 人日分/月	1,564
	1,562 人	1,677 人	1,779 人	1,888 人	1,987 人	2,077 人	
就労定着支援	人	人	人	38 人	41 人	44 人	
療養介護	134 人	130 人	131 人	133 人	134 人	135 人	210
短期入所	1,769 人日分/月	1,687 人日分/月	1,727 人日分/月	1,739 人日分/月	1,723 人日分/月	1,711 人日分/月	
	325 人	331 人	349 人	369 人	377 人	387 人	
医療型短期入所	83 人日分/月	95 人日分/月	97 人日分/月	97 人日分/月	109 人日分/月	116 人日分/月	
	16 人	19 人	18 人	20 人	22 人	24 人	

○発達障害関係

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
発達障害者支援地域協議会の開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
発達障害者支援センターによる相談支援件数	6,157 件	5,980 件	5,959 件	5,704 件	5,449 件	5,194 件
発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	43 件	11 件	39 件	42 件	45 件	48 件
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	22 件	6 件	20 件	21 件	23 件	24 件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、普及啓発	180 件	211 件	212 件	213 件	214 件	215 件

○居住系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
自立生活援助	人	人	人	12 人	16 人	18 人
共同生活援助(定員)	879 人	903 人	900 人	942 人	985 人	1,029 人
施設入所支援(定員)	1,703 人	1,703 人	1,703 人	1,703 人	1,703 人	1,703 人

○相談支援

種類	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績見込	平成30年度 見込	平成31年度 見込	平成32年度 見込
計画相談支援	5,650 人	5,863 人	5,857 人	6,204 人	6,433 人	6,679 人
地域移行支援	6 人	5 人	7 人	15 人	18 人	26 人
地域定着支援	6 人	14 人	23 人	24 人	43 人	82 人

○福祉施設から一般就労への移行等

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
一般就労移行者数(再掲)	106 人	110 人	118 人	140 人	162 人	184 人
障害者に対する職業訓練の受講者数	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	139 人	130 人	111 人	127 人	143 人	160 人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	35 人	29 人	38 人	40 人	41 人	42 人
公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	46 人	44 人	50 人	62 人	74 人	85 人

(2) 本県の障害児福祉サービスの見込量

○障害児支援

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込	【参考】定員 2017年度
児童発達支援	1,603 人日/月 445 人	1,541 人日/月 445 人	1,618 人日/月 458 人	1,755 人日/月 488 人	1,867 人日/月 516 人	1,948 人日/月 545 人	180
医療型児童発達支援	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人	0 人日/月 0 人	1 人日/月 1 人	6 人日/月 2 人	0
放課後等デイサービス	6,541 人日/月 798 人	8,079 人日/月 925 人	9,043 人日/月 1,001 人	10,127 人日/月 1,098 人	11,129 人日/月 1,193 人	12,245 人日/月 1,299 人	392
保育所等訪問支援	54 人日/月 61 人	66 人日/月 78 人	68 人日/月 87 人	98 人日/月 111 人	177 人日/月 161 人	208 人日/月 205 人	
居宅訪問型児童発達支援	人日/月 人	人日/月 人	人日/月 人	31 人日/月 15 人	35 人日/月 17 人	41 人日/月 20 人	
障害児入所施設(定員)	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35
医療型障害児入所施設(定員)	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人	50
障害児相談支援	1,089 人	1,197 人	1,287 人	1,511 人	1,747 人	2,038 人	
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置人数	人	人	人	7 人	8 人	10 人	

※上段

「時間/月」 : 月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用時間

「人日分/月」 : 月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

下段

支給決定者数

3 障害保健福祉圏域を単位とした障害福祉サービス等の見込量

(1) 福井・坂井圏域

①福井・坂井圏域の障害福祉サービスの見込量および見込量確保のための方策

・訪問系や日中活動系等の障害福祉サービスのうち、障害福祉計画上の必要量に対し不足が見込まれるものについては、市町と連携して、不足しているサービス等に関する情報を事業者提供し、事業所の確保に努めます。

・就労継続支援A型の事業については、障害福祉計画上の必要サービス量を確保できているため、原則として新たな指定は行わないこととします。

○訪問系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
居宅介護	7,128 時間/月	6,748 時間/月	6,868 時間/月	6,765 時間/月	6,634 時間/月	6,504 時間/月
	373 人	391 人	404 人	419 人	433 人	448 人
重度訪問介護	3,169 時間/月	3,914 時間/月	4,492 時間/月	4,658 時間/月	4,820 時間/月	5,651 時間/月
	7 人	11 人	13 人	15 人	17 人	20 人
同行援護	975 時間/月	903 時間/月	1,028 時間/月	1,031 時間/月	1,050 時間/月	1,145 時間/月
	67 人	59 人	68 人	70 人	72 人	77 人
行動援護	28 時間/月	35 時間/月	46 時間/月	63 時間/月	69 時間/月	115 時間/月
	5 人	5 人	6 人	6 人	7 人	9 人
重度障害者等 包括支援	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	88 時間/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
計	3,210 時間/月	3,820 時間/月	4,063 時間/月	4,302 時間/月	4,517 時間/月	5,584 時間/月
	158 人	165 人	174 人	180 人	186 人	197 人

○日中活動系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込	【参考】定員 2017年度
生活介護	20,388 人日分/月 1,011 人	19,382 人日分/月 1,038 人	19,994 人日分/月 1,066 人	21,799 人日分/月 1,191 人	23,543 人日分/月 1,314 人	25,293 人日分/月 1,437 人	1,224
自立訓練 (機能訓練)	60 人日分/月 3 人	40 人日分/月 2 人	60 人日分/月 3 人	82 人日分/月 4 人	80 人日分/月 4 人	142 人日分/月 7 人	6
自立訓練 (生活訓練)	1,655 人日分/月 94 人	1,589 人日分/月 94 人	1,705 人日分/月 109 人	2,892 人日分/月 177 人	2,532 人日分/月 161 人	2,655 人日分/月 168 人	151
就労移行支援	1,801 人日分/月 94 人	1,688 人日分/月 93 人	1,579 人日分/月 87 人	1,571 人日分/月 85 人	1,426 人日分/月 79 人	1,326 人日分/月 75 人	157
就労継続支援 (A型)	12,823 人日分/月 616 人	12,642 人日分/月 671 人	12,797 人日分/月 680 人	12,887 人日分/月 698 人	12,861 人日分/月 713 人	12,831 人日分/月 728 人	737
就労継続支援 (B型)	13,949 人日分/月 749 人	13,522 人日分/月 791 人	14,631 人日分/月 854 人	15,402 人日分/月 913 人	16,002 人日分/月 973 人	16,582 人日分/月 1,035 人	746
就労定着支援	人	人	人	5 人	5 人	5 人	
療養介護	49 人	47 人	50 人	51 人	52 人	53 人	90
短期入所	758 人日分/月 149 人	652 人日分/月 152 人	710 人日分/月 161 人	689 人日分/月 169 人	660 人日分/月 174 人	636 人日分/月 181 人	
医療型短期入所	31 人日分/月 7 人	32 人日分/月 9 人	38 人日分/月 9 人	41 人日分/月 11 人	46 人日分/月 12 人	53 人日分/月 14 人	

○居住系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
自立生活援助	人	人	人	0 人	0 人	0 人
共同生活援助	808 人	820 人	829 人	834 人	835 人	838 人
施設入所支援	1,026 人	1,014 人	999 人	1,016 人	1,016 人	1,015 人

○相談支援

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
計画相談支援	2,527 人	2,633 人	2,719 人	2,895 人	3,081 人	3,278 人
地域移行支援	5 人	2 人	4 人	6 人	5 人	9 人
地域定着支援	3 人	7 人	16 人	13 人	29 人	66 人

②福井・坂井圏域の障害児福祉サービスの見込量および見込量確保のための方策

- ・市町と連携して、不足している障害児福祉サービス等に関する情報を事業者を提供し、事業所の確保に努めます。

○障害児支援

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込	【参考】定員 2017年度
児童発達支援	957 人日/月	948 人日/月	1,020 人日/月	1,105 人日/月	1,177 人日/月	1,253 人日/月	180
	272 人	280 人	290 人	311 人	334 人	359 人	
医療型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	5 人日/月	0
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	
放課後等デイサービス	3,540 人日/月	4,386 人日/月	4,695 人日/月	5,334 人日/月	6,160 人日/月	7,100 人日/月	392
	480 人	567 人	602 人	671 人	755 人	851 人	
保育所等訪問支援	17 人日/月	17 人日/月	24 人日/月	37 人日/月	59 人日/月	88 人日/月	
	27 人	40 人	47 人	64 人	92 人	133 人	
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	人日/月	人日/月	4 人日/月	4 人日/月	4 人日/月	
	人	人	人	3 人	3 人	3 人	
障害児相談支援	627 人	694 人	762 人	935 人	1,150 人	1,419 人	

(2) 奥越圏域

①奥越圏域の障害福祉サービスの見込量および見込量確保のための方策

- ・市町と連携して、不足している訪問系、日中活動等の障害福祉サービスについて、に関する情報を事業者を提供し、事業所の確保に努めます。

○訪問系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
居宅介護	816 時間/月	748 時間/月	720 時間/月	737 時間/月	737 時間/月	737 時間/月
	73 人	75 人	66 人	69 人	69 人	69 人
重度訪問介護	19 時間/月	16 時間/月	20 時間/月	30 時間/月	30 時間/月	30 時間/月
	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
同行援護	235 時間/月	224 時間/月	228 時間/月	231 時間/月	231 時間/月	231 時間/月
	12 人	12 人	11 人	12 人	12 人	12 人
行動援護	47 時間/月	41 時間/月	50 時間/月	60 時間/月	60 時間/月	60 時間/月
	3 人	2 人	3 人	4 人	4 人	4 人
重度障害者等 包括支援	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	1,117 時間/月	1,029 時間/月	1,018 時間/月	1,048 時間/月	1,048 時間/月	1,048 時間/月
	89 人	90 人	81 人	87 人	87 人	87 人

○日中活動系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込	【参考】定員 2017年度
生活介護	4,109 人日分/月	4,230 人日分/月	4,305 人日分/月	6,126 人日分/月	7,047 人日分/月	7,968 人日分/月	357
	216 人	224 人	224 人	325 人	376 人	427 人	
自立訓練 (機能訓練)	70 人日分/月	48 人日分/月	80 人日分/月	80 人日分/月	80 人日分/月	80 人日分/月	0
	12 人	4 人	5 人	5 人	5 人	5 人	
自立訓練 (生活訓練)	421 人日分/月	282 人日分/月	416 人日分/月	386 人日分/月	386 人日分/月	386 人日分/月	12
	32 人	28 人	30 人	30 人	30 人	30 人	
就労移行支援	354 人日分/月	244 人日分/月	227 人日分/月	240 人日分/月	250 人日分/月	261 人日分/月	27
	36 人	34 人	25 人	28 人	29 人	30 人	
就労継続支援 (A型)	1,746 人日分/月	1,918 人日分/月	1,919 人日分/月	1,931 人日分/月	1,931 人日分/月	1,931 人日分/月	84
	98 人	110 人	109 人	109 人	109 人	109 人	
就労継続支援 (B型)	3,047 人日分/月	3,368 人日分/月	3,492 人日分/月	3,870 人日分/月	4,068 人日分/月	4,266 人日分/月	195
	175 人	197 人	199 人	220 人	231 人	242 人	
就労定着支援	人	人	人	0 人	1 人	1 人	
療養介護	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人	0
短期入所	168 人日分/月	158 人日分/月	181 人日分/月	184 人日分/月	188 人日分/月	191 人日分/月	
	46 人	42 人	48 人	49 人	50 人	51 人	
医療型短期入所	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月	
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	

○居住系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
自立生活援助	人	人	人	1 人	1 人	1 人
共同生活援助	95 人	96 人	91 人	92 人	93 人	94 人
施設入所支援	167 人	171 人	168 人	167 人	166 人	165 人

○相談支援

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
計画相談支援	599 人	596 人	617 人	620 人	630 人	640 人
地域移行支援	0 人	0 人	1 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	1 人	1 人	0 人	2 人	2 人	2 人

②奥越圏域の障害児福祉サービスの見込量および見込量確保のための方策

- ・市町と連携して、不足している障害児福祉サービス等に関する情報を事業者を提供し、事業所の確保に努めます。

○障害児支援

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込	【参考】定員 2017年度
児童発達支援	59 人日/月	59 人日/月	64 人日/月	66 人日/月	68 人日/月	70 人日/月	20
	32 人	32 人	43 人	45 人	47 人	49 人	
医療型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
放課後等デイサービス	634 人日/月	548 人日/月	448 人日/月	489 人日/月	489 人日/月	489 人日/月	30
	64 人	71 人	60 人	59 人	59 人	59 人	
保育所等訪問支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	10 人日/月	64 人日/月	64 人日/月	
	0 人	0 人	0 人	2 人	20 人	20 人	
居宅訪問型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	10 人日/月	10 人日/月	10 人日/月	
	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人	
障害児相談支援	103 人	108 人	111 人	112 人	114 人	116 人	

(3) 丹南圏域

①丹南圏域の障害福祉サービスの見込量および見込量確保のための方策

- ・市町と連携して、不足している訪問系、日中活動等の障害福祉サービスについて、に関する情報を事業者提供し、事業所の確保に努めます。

○訪問系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
居宅介護	3,201 時間/月	3,313 時間/月	3,300 時間/月	3,596 時間/月	3,666 時間/月	3,773 時間/月
	154 人	162 人	170 人	176 人	180 人	186 人
重度訪問介護	156 時間/月	1,033 時間/月	1,387 時間/月	1,497 時間/月	1,778 時間/月	2,018 時間/月
	2 人	4 人	6 人	7 人	10 人	13 人
同行援護	230 時間/月	178 時間/月	287 時間/月	306 時間/月	340 時間/月	373 時間/月
	14 人	14 人	19 人	21 人	23 人	25 人
行動援護	95 時間/月	90 時間/月	50 時間/月	309 時間/月	309 時間/月	309 時間/月
	5 人	6 人	4 人	6 人	6 人	6 人
重度障害者等 包括支援	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	5 時間/月	5 時間/月	5 時間/月
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
計	3,682 時間/月	4,614 時間/月	5,024 時間/月	5,478 時間/月	5,863 時間/月	6,243 時間/月
	175 人	186 人	199 人	209 人	218 人	229 人

○日中活動系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込	【参考】定員 2017年度
生活介護	10,849 人日分/月	11,106 人日分/月	10,920 人日分/月	12,977 人日分/月	13,906 人日分/月	14,837 人日分/月	623
	540 人	556 人	556 人	665 人	720 人	771 人	
自立訓練 (機能訓練)	0 人日分/月	5 人日分/月	20 人日分/月	71 人日分/月	79 人日分/月	79 人日分/月	0
	0 人	1 人	1 人	4 人	5 人	5 人	
自立訓練 (生活訓練)	630 人日分/月	555 人日分/月	672 人日分/月	778 人日分/月	825 人日分/月	858 人日分/月	26
	37 人	33 人	43 人	47 人	50 人	52 人	
就労移行支援	1,180 人日分/月	1,025 人日分/月	861 人日分/月	945 人日分/月	982 人日分/月	1,014 人日分/月	84
	60 人	57 人	47 人	51 人	54 人	56 人	
就労継続支援 (A型)	7,420 人日分/月	7,579 人日分/月	7,714 人日分/月	7,996 人日分/月	7,996 人日分/月	7,996 人日分/月	349
	357 人	367 人	384 人	393 人	404 人	410 人	
就労継続支援 (B型)	7,512 人日分/月	8,151 人日分/月	7,519 人日分/月	8,345 人日分/月	8,731 人日分/月	8,902 人日分/月	366
	392 人	423 人	457 人	473 人	493 人	502 人	
就労定着支援	人	人	人	27 人	27 人	28 人	
療養介護	37 人	35 人	34 人	35 人	35 人	35 人	0
短期入所	535 人日分/月	560 人日分/月	534 人日分/月	570 人日分/月	579 人日分/月	588 人日分/月	
	65 人	79 人	83 人	86 人	88 人	90 人	
医療型短期入所	28 人日分/月	30 人日分/月	30 人日分/月	30 人日分/月	37 人日分/月	37 人日分/月	
	5 人	6 人	5 人	5 人	6 人	6 人	

○居住系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
自立生活援助	人	人	人	8 人	9 人	9 人
共同生活援助	154 人	148 人	157 人	161 人	164 人	167 人
施設入所支援	350 人	358 人	355 人	357 人	355 人	354 人

○相談支援

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
計画相談支援	1,567 人	1,627 人	1,658 人	1,691 人	1,726 人	1,761 人
地域移行支援	0 人	2 人	1 人	5 人	9 人	13 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	3 人	6 人	8 人

②丹南圏域の障害児福祉サービスの見込量および見込量確保のための方策

- ・市町と連携して、不足している障害児福祉サービス等に関する情報を事業者を提供し、事業所の確保に努めます。

○障害児支援

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込	【参考】定員 2017年度
児童発達支援	188 人日/月	229 人日/月	233 人日/月	243 人日/月	269 人日/月	272 人日/月	20
	56 人	59 人	58 人	62 人	64 人	66 人	
医療型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	1 人日/月	1 人日/月	0
	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	
放課後等デイサービス	1,871 人日/月	2,293 人日/月	2,508 人日/月	2,730 人日/月	2,877 人日/月	3,033 人日/月	100
	176 人	180 人	200 人	214 人	222 人	230 人	
保育所等訪問支援	9 人日/月	5 人日/月	6 人日/月	6 人日/月	8 人日/月	9 人日/月	
	6 人	4 人	6 人	6 人	8 人	9 人	
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	人日/月	人日/月	15 人日/月	19 人日/月	25 人日/月	
	人	人	人	8 人	10 人	13 人	
障害児相談支援	179 人	191 人	192 人	241 人	258 人	276 人	

(4) 嶺南圏域

①嶺南圏域の障害福祉サービスの見込量および見込量確保のための方策

- ・訪問系や日中活動系等の障害福祉サービスのうち、障害福祉計画上の必要量に対し不足が見込まれるものについては、市町と連携して、事業者には不足しているサービス等に関する情報提供を行い、事業所の確保に努めます。
- ・就労継続支援A型の事業については、障害福祉計画上の必要サービス量を確保できているため、原則として新たな指定は行わないこととします。

○訪問系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
居宅介護	4,766 時間/月	4,467 時間/月	4,386 時間/月	5,010 時間/月	5,072 時間/月	5,165 時間/月
	231 人	241 人	245 人	253 人	256 人	261 人
重度訪問介護	310 時間/月	310 時間/月	310 時間/月	320 時間/月	320 時間/月	320 時間/月
	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
同行援護	881 時間/月	814 時間/月	893 時間/月	1,037 時間/月	1,086 時間/月	1,086 時間/月
	42 人	41 人	39 人	40 人	40 人	40 人
行動援護	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
重度障害者等 包括支援	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	5,957 時間/月	5,591 時間/月	5,175 時間/月	6,367 時間/月	6,478 時間/月	6,571 時間/月
	274 人	283 人	271 人	295 人	298 人	303 人

○日中活動系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込	【参考】定員 2017年度
生活介護	7,471 人日分/月 393 人	7,594 人日分/月 398 人	7,416 人日分/月 398 人	7,730 人日分/月 405 人	7,749 人日分/月 406 人	7,806 人日分/月 410 人	299
自立訓練 (機能訓練)	33 人日分/月 3 人	15 人日分/月 2 人	19 人日分/月 3 人	19 人日分/月 3 人	19 人日分/月 3 人	19 人日分/月 3 人	0
自立訓練 (生活訓練)	5 人日分/月 2 人	63 人日分/月 4 人	64 人日分/月 4 人	92 人日分/月 6 人	92 人日分/月 6 人	92 人日分/月 6 人	0
就労移行支援	931 人日分/月 58 人	761 人日分/月 50 人	814 人日分/月 50 人	869 人日分/月 54 人	858 人日分/月 53 人	875 人日分/月 54 人	76
就労継続支援 (A型)	3,229 人日分/月 156 人	3,476 人日分/月 170 人	3,524 人日分/月 175 人	3,744 人日分/月 191 人	3,766 人日分/月 192 人	3,810 人日分/月 194 人	215
就労継続支援 (B型)	4,463 人日分/月 246 人	4,828 人日分/月 266 人	4,821 人日分/月 269 人	4,962 人日分/月 282 人	5,086 人日分/月 290 人	5,221 人日分/月 298 人	257
就労定着支援	人	人	人	6 人	8 人	10 人	
療養介護	40 人	40 人	39 人	39 人	39 人	39 人	120
短期入所	308 人日分/月 65 人	317 人日分/月 58 人	301 人日分/月 57 人	296 人日分/月 65 人	296 人日分/月 65 人	296 人日分/月 65 人	
医療型短期入所	24 人日分/月 4 人	32 人日分/月 4 人	29 人日分/月 4 人	26 人日分/月 4 人	26 人日分/月 4 人	26 人日分/月 4 人	

○居住系サービス

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
自立生活援助	人	人	人	3 人	6 人	8 人
共同生活援助	162 人	163 人	165 人	171 人	175 人	180 人
施設入所支援	231 人	230 人	227 人	225 人	223 人	221 人

○相談支援

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込
計画相談支援	957 人	1,007 人	863 人	998 人	996 人	1,000 人
地域移行支援	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	2 人	6 人	7 人	6 人	6 人	6 人

②嶺南圏域の障害児福祉サービスの見込量および見込量確保のための方策

- ・市町と連携して、不足している障害児福祉サービス等に関する情報を事業者を提供し、事業所の確保に努めます。

○障害児支援

種類	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 見込	【参考】定員 2017年度
児童発達支援	399 人日/月	305 人日/月	301 人日/月	341 人日/月	353 人日/月	353 人日/月	70
	85 人	74 人	67 人	70 人	71 人	71 人	
医療型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
放課後等デイサービス	497 人日/月	852 人日/月	1,392 人日/月	1,574 人日/月	1,603 人日/月	1,623 人日/月	91
	78 人	106 人	139 人	154 人	157 人	159 人	
保育所等訪問支援	28 人日/月	44 人日/月	38 人日/月	45 人日/月	46 人日/月	47 人日/月	
	28 人	34 人	34 人	39 人	41 人	43 人	
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	人日/月	人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月	
	人	人	人	2 人	2 人	2 人	
障害児相談支援	180 人	204 人	222 人	223 人	225 人	227 人	

4 地域生活支援事業の見込量

(1) 県事業

事業名	2015年度 (実績)		2016年度 (実績)		2017年度 (実績見込)		2018年度 (見込)		2019年度 (見込)		2020年度 (見込)	
	実施 箇所数	実利用 者数	実施 箇所数	実利用 者数	実施 見込 箇所数	実利用 見込者 数	実施見 込箇所 数	実利用 見込者 数	実施 見込 箇所数	実利用 見込者 数	実施 見込 箇所数	実利用 見込者 数
(1) 専門性の高い相談支援事業												
① 発達障害者支援センター運営事業	3箇所	894	3箇所	868	3箇所	900	3箇所	900	3箇所	900	3箇所	900
② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	1箇所	116人	1箇所	80人	1箇所	104人	1箇所	107人	1箇所	110人	1箇所	113人
③ 障害児等療育支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 障害者就業・生活支援センター事業	2箇所		2箇所		2箇所		2箇所		2箇所		2箇所	
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業												
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載		27		50		81		55		55		55
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載		1		1		1		1		1		1
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業												
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載		0		0		0		0		0		0
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※実利用見込み件数を記載		18		18		18		18		18		18
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		無		無		無	
(5) 広域的な支援事業												
① 都道府県相談支援体制整備事業 ※相談支援に関する実アドバイザー見込み者数を記載	0		0		0		2人		4人		4人	
② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業												
ア 地域生活支援広域調整会議等事業 ※「実利用見込み箇所数」欄に、事業評価検討委員会の開催見込み数、協議会の開催見込み数の順に記載	0		0		0		0		0		0	
イ 地域移行・地域生活支援事業 ※「実利用見込み箇所数」欄に、アウトリーチチーム設置見込み数、「実利用見込み者数」欄に、ピアサポート従事者見込み者数を記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 ※運営委員会の開催見込み数を記載	1回		1回		1回		1回		1回		1回	
③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 ※協議会の開催見込み数を記載	2回		2回		2回		2回		2回		2回	

(2) 市町事業

事業名		2015年度 (実績)	2016年度 (実績)	2017年度 (実績見込)	2018年度 (見込)	2019年度 (見込)	2020年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施市町数	4市町	5市町	6市町	11市町	10市町	11市町
自発的活動支援事業	実施市町数	3市町	3市町	4市町	6市町	6市町	8市町
相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	実施箇所数	37箇所	37箇所	38箇所	38箇所	39箇所	39箇所
基幹相談支援センター	実施市町数	5市町	5市町	5市町	6市町	7市町	9市町
② 市町村相談支援機能強化事業	実施市町数	9市町	9市町	9市町	9市町	9市町	10市町
③ 住宅入居等支援事業	実施市町数	0	0	0	0	0	2市町
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	7人	17人	22人	28人	34人	41人
成年後見制度法人後見支援事業	実施市町数	3市町	3市町	3市町	6市町	7市町	10市町
意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	1,145件	1,188件	1,233件	1,275件	1,314件	1,356件
② 手話通訳者設置事業	実施設置者数	7人	7人	8人	10人	10人	12人
日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	実利用件数	74件	68件	70件	73件	76件	79件
② 自立生活支援用具	実利用件数	110件	106件	118件	126件	129件	132件
③ 在宅療養等支援用具	実利用件数	139件	154件	102件	125件	129件	132件
④ 情報・意思疎通支援用具	実利用件数	173件	180件	152件	193件	195件	197件
⑤ 排泄管理支援用具	実利用件数	15,862件	16,040件	16,056件	16,286件	16,367件	16,448件
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	実利用件数	16件	27件	27件	29件	30件	33件
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	183人	181人	162人	194人	176人	196人
移動支援事業	実利用者数	793人	798人	894人	918人	943人	969人
	延利用時間数	30,592時間	28,999時間	30,661時間	31,166時間	31,361時間	31,838時間
地域活動支援センター							
自市町内のセンター利用	実施箇所数	16箇所	16箇所	16箇所	16箇所	17箇所	18箇所
	実利用者数	1,702人	1,751人	1,706人	1,751人	1,799人	1,850人
他市町内のセンター利用	実施箇所数	26箇所	24箇所	21箇所	20箇所	20箇所	20箇所
	実利用者数	151人	166人	130人	153人	153人	166人
訪問入浴サービス事業	実利用者数	62人	48人	48人	48人	48人	48人
	延利用時間数	440回	316回	324回	324回	324回	324回
日中一時支援事業	実利用者数	1,040人	967人	1,128人	1,139人	1,150人	1,161人
	延利用時間数	9,449回	9,420回	9,972回	10,072回	10,173回	10,275回
レクリエーション活動等支援	実利用回数	3回	4回	3回	2回	3回	3回

資料編



県民からの意見のまとめ

障害者福祉計画策定の主な歩み

県民からの意見のまとめ

共生社会の実現をめざす、「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」と「福井県障害者福祉計画」の策定に当たり、県民の皆さまからのご意見を反映し、福井県にふさわしい、県民すべてが理念を共有できるような、県民総意の条例と計画となるよう、広くご意見をいただく場として、県内各地でタウンミーティング等を開催しました。

1 開催状況

(1) 障害のある人および家族、その他障害福祉に関わる人達との意見交換会

開催日	場 所	参加者
平成29年8月20日（日）	福井県社会福祉センター	111名
平成29年8月26日（土）	サンドーム福井	80名
平成29年8月27日（日）	敦賀市社会福祉センター	81名
平成29年9月 4日（月）	越前市社会福祉センター	20名
平成29年9月27日（水）	福井県社会福祉センター	10名

参加者総数 302名

(2) 主な意見

相談体制

- 差別の相談体制の構築について、相談しやすい窓口を設置してほしい。相談員の知識や技術の向上が差別解消には重要であるので、しっかり人材を養成してほしい。
- 聴覚障害者が困りごとで相談窓口に行っても、手話のできない人が多いので細かい相談ができない。窓口到手話通訳者を配置してほしい。また、手話通訳者でなくてもタブレットなどを使って通訳するようにできないか。
- 差別解消法の理解が進んでなくて、福祉団体や役所の相談窓口で差別解消法のことを何もわかっていない人がいる。相談窓口の担当に対して差別解消法の研修をしてほしい。

教 育

- 障害者が必要な教育を受けられないと、所得格差などその後の人生に大きな影響を受けそれが差別につながっていく。
- 意識啓発には教育が大事である。差別意識はゼロにはできないが教育をしっかりやること非常に重要である。また、障害者の自立についてしっかりの定義をしていくことが重要である。
- 聴覚障害児が普通学校へ行ってもいじめられて追い出されることがないように、障害児があたりまえに普通学校へ通えるように差別されないようにしてほしい。

権利擁護

- 障害者の高齢化に伴い、親が亡くなったあと後見人をつける必要が出てくるが、生活がやっとの障害者はその費用が出せない。そのような障害者に対する後見制度の利用に支援をしてほしい。
- 養護者の高齢化で、後見人をつける場合に費用負担が重いので行政で支援してほしい。

災害・避難

- 障害者の災害等の避難について、これまでは対象が自然災害や火災に対してであったが、最近は北朝鮮のミサイル発射のような問題が起きている。これらに対して、障害者本人や障害者を抱えている家族、地域住民はどのように対応したらいいのか、障害者を一般の人と同等に避難させるためにはどうしたらいいのか、ということの具体的な指針を策定してほしい。
- 災害対応について、自治会の取り組みが大事でそのような取り組みを進めるべき。
- 災害時の避難について、避難勧告や準備情報などがテレビで流れるが、聴覚障害者にはわからないのでわかるような方法を考えてほしい。
- J Rについても、台風などの災害時の列車運行状況を自宅で確認しても、駅まで行くと運休等の情報が入ってこない。情報が入ってくるように考えてほしい。
- 健常者だけでなく、障害者を対象とした防災訓練をしてほしい。
- 災害時の避難について、避難所が障害者を受け入れる体制になっていないと思う。早急にバリアフリー化など障害者がすごしやすい環境整備をしてほしい。

意思疎通支援

- 意思疎通手段の普及について、小中高校など教育の枠組みの中で、手話を授業として行ってもらいたい。北海道の石狩市では手話の授業をしていると聞いた。福井県でもぜひ実施してほしい。
- 意思疎通手段の充実の項目には、手話だけでなく要約筆記も含めて具体的に書いてほしい。
- 公共の場では、音声だけでなく手話や文字情報による表示が行われるようにしてほしい。
- 聴覚障害者に対する手話通訳を事前申し込みだけでなく、してほしい時に対応してもらえるようにしてほしい。
- 県の手話通訳者を正規職員として設置して、様々なところに派遣できないか。
- 手話通訳の広域派遣の問題について、福井市で大きな催しをした場合、よその市町から多数参加する場合がある。そのような時に、通訳経費を福井市だけが負担するのではなく、広域で参加市町が負担をするような仕組みができないか。

啓 発

- 障害者差別の禁止でなく、差別は解消すべきもの。差別として意識していなくて差別している状況が広がっている。障害を持つ自分の子供がプールに行くと障害者は邪魔になるから出てくれと言われる。差別をいくら禁止しても世の中は変わらない。解消に向けて人の心を変えていくようにすることが必要である。

- 健常者の方に新しい条例ができたということを知らしめる方策を考えるべき。一方的に条例を作っても、圧倒的多数の健常者に受け入れてもらえない。
- 差別解消を県民の方に理解してもらうための仕組みをしっかりと作ってほしい。
- なぜ差別がいけないのか、合理的配慮が必要なのが一般の方に理解されないとだめ。何が差別に当たるのか、またはあたらないのかを一般の方にもわかるようしっかり啓発してほしい。
- 地域住民の理解がなくて、児童発達支援施設を作ろうとしたが反対にあってできなかった。地域住民が県庁まで行って反対運動したため、県からは地域住民の理解を得てほしいと言われて大変な思いをした。県や市町は地域住民への啓発をしっかりとしてほしい。
- 誰もが高齢になれば障害者になる。障害者と健常者という対立的な話ではなく、誰もが障害を持つということで考えた方が良い。
- 発達障害の場合、本人も親も気が付かない認めない、そのために周囲からいじめられたりすることがある。このため、一般の方に、障害者と認識してもらう、意識のギャップを埋めていくための啓発が本当に大事だと思う。
- 障害者に対する理解や啓発について、条例の中で、学校で福祉教育や心の健康の啓発を実施するということを定めてもらうと、子どもが小さい時から心の病気に対する理解が深まっていくと思う。
- 障害者本人への対応だけでなく、代弁者や支援者を育てることが大事ではないか。ハードのバリアフリーだけでなく、心の部分の啓発やバリアフリーが大切である。
- 条例ができて、一般の市民、県民に理解してもらうのが難しいのではないかな。一般の方に浸透させるための啓発手段を検討してほしい。

人材確保

- 介護人材確保について、重度の方に対応できる、精通した医療人材の確保を考えてほしい。
- 障害者の親、本人の高齢化で将来への不安という問題がある。それに、2025年に向けて介護福祉人材の不足が大きな問題になっている。
- 人材確保について、看護師の養成確保、人材育成も考えてほしい。
- 福祉人材について、企業、NPOなど様々な方が障害者就労に参入しているが、支援者の資質がまちまちで格差がある。支援者の育成をしっかりとしてほしい。

福祉・医療サービス

- グループホームの高齢化が進んでいる。グループホームでは医療や介護が必要になった場合の対応ができないため、高齢者施設に移ろうとしてもスムーズに受け入れてもらえない状況がある。高齢化に伴いスムーズに次のライフステージに移れるような仕組み、システムづくりを検討してほしい。
- 障害者の高齢化で65歳問題というものがあって、65歳で障害者サーピースから介護保険サービスへ移るときにサービス量が減るなどの問題がある。
- 在宅で胃ろうなど医療支援の必要な障害児を抱えているが、保育園に通わせたくても、看護師がいけないという理由で保育園が受けてくれない。職場復帰したいが、そのような状況で仕事にもつけない。保育園などでそのような子どもたちを見てもらえるよう、看護師の配置や保母さんや先生が胃ろうなどの医療サポートができるような体制を作してほしい。

- 医療ケアが必要な子を受け入れる施設、事業所が少ないために、利用日数の制限を受けている。高度な医療が受けられ施設や受け入れ事業所を増やしてほしい。
- 重度の方が地域で過ごせるように、福祉と医療の連携を進めて総合的なサービスの提供が受けられるような体制を作してほしい。
- 移動支援、入浴などの福祉サービスや障害児の病児、病後児への対応も充実してほしい。
- 重度の子は看護師や親が介助しなければバスなど交通手段が使えないという現実がある。その解消にもしっかり対応してほしい。
- 障害者にとって住まいの場というのは重要なことであるので、いつどこで誰と生活するか、障害者の住まいの場の確保を施策に入れてほしい。
- 子どもから大人までの障害者のライフスタイルに対応した支援というものを考えてほしい。
- グループホームの利用者が高齢化、重度化していて、グループホームで対応が難しくなっているが、介護保険施設ではなかなか受け入れてもらえない現状がある。そのような障害者が入所施設に入れるようなシステムづくりをしてほしい。
- 定年後、子供もない聴覚障害者の夫婦が高齢化した場合に入れる老人ホームはあるのか。自分に身近な地域で入れるような老人ホームを整備してほしい。
- グループホームについて、重度の方の支援をどうするのかしっかり検討してほしい。
- 子供から学校、就職まで障害者施策の担当部局が連携するよう市町を指導してほしい。
- 福祉サービスに対して、市町で上限を設けることがないようにしてほしい。

バリアフリー化

- バリアフリー化については、車いすや人が使いやすいような整備を行ってほしい。また、情報アクセシビリティの面から、文字情報がどこでも提供されるように保障してほしい。災害時の避難所のバリアフリー化も行ってほしい。
- 段差があるお店でも、店の人が車イスを運んで対応してくれるところもある。そういうお店が増えてほしい。
- 障害者の住居について、バリアフリー化に対する援助をしてほしい。障害者が安心して入れるような住居を確保してほしい。

意見の反映

- タウンミーティングは建設的で大変よい取り組みだと思う。
- 今回の意見をオープンにしてもらって、その上で委員会の中でどのような検討がなされ、どうなったのか見えるようにしていただきたい。
- この会場に来られない障害者もいる、そのような障害者の声を広範に吸い上げられるような仕組みづくり、工夫もしてほしい。
- 条例を検討し、その後啓発活動していく中で、本当に地域の障害者のニーズを反映できるようにしてほしい。
- 障害者が自分で決め、自分で選択できる環境を整備する。そのためには障害者のニーズを吸い上げられるかということが大切だと思う。
- まずは市の職員も県の職員も当事者や支援者の声を聞くことしてほしい。そして、具体的に一つでも実施してほしい。それが我々の望み。障害者の望みや悩みを聞くことから始めてほしい。

- 皆が納得するものを作ろうと思ったら、ワーキンググループを設置するなどして広く意見を聞くべきである。
- 障害者は地域で隔絶されていて、その存在すらない。声をあげられる人は幸せである。ほとんど人は声を上げられない。そういう人の声をどう吸い上げていくかが大切である。

ガイドラインの作成

- 障害者の定義はとても大切だと思う。他県のガイドラインを見ると、分野別の他に障害別の項目があって配慮や対応をまとめているが、本県もガイドラインを作ったらどうか。
- 福井県内の差別の事例、当事者の声を集めてほしい。共生社会のためには障害者の声を集め差別の共通の物指を作してほしい。そして、社会的障壁の除去を義務化してほしい。
- ガイドラインの中身について、具体的にわかりやすく書いていく必要があるのではないか。障害によって対応の仕方が全く違う。障害の種別に対応した接し方が分かるような参考になるようなものにしてほしい。
- 障害者が障害者を差別することがないように、ガイドラインに盛り込んでほしい。また、差別をしてはならないのは県民全員であるということも明記してほしい。
- 差別の線引きは一般の人には難しいと思う。わかりやすいものを作るべきだと思う。

その他

- パラリンピックだけでなく聴覚障害者の大会であるデフリンピックも対象に考えてほしい。
- 障害者の文化芸術活動について、団体が行う文化芸術活動について、字幕や手話などへの助成制度ができないか。文化芸術に親しむため情報保障に対する支援を行ってほしい。
- 素直に思ったことは、条例を作らないと差別が消せないというのが悲しいと思う。素直に手伝ったり、自然に差別したくないという思いでてくる、そういう世の中になればいいと思う。条例を作らないと差別が消せない、そういう世の中になったのかと思うと悲しい。
- 知的障害を持っているため、実際に職場で制服や様々ことで嫌な思いをしている。障害があると好きな仕事にも就けなかったり、就いてもなかなかうまくいかなかったりすることを今実感している。障害を理由に採用を断られたこともある。
- パブコメについて、ルビありルビなしや平易文など様々な形で行ってほしい。
- 薬局に方にも差別解消の研修をしてほしい。聾啞者の人が集まれるような老人施設があるとよい。また、聾啞者の移動手段についても確保してほしい。
- 職員対応要領などの差別関係の文書や市町の差別関係の文書を一か所に集めて、ホームページ上で検索できるようにしてほしい。

障害者福祉計画策定の主な歩み

年	概 要
昭和 56 年 (1981 年)	「国際障害者年」 毎年、12 月 9 日を「障害者の日」と宣言
昭和 57 年 (1982 年)	国において「障害者対策に関する長期計画」決定 障害者対策推進本部を設置
昭和 58 年 (1983 年)	「国際障害者の十年」開始年（～最終年 1992 年） 「福井県の障害者福祉の方向－障害者福祉長期計画－」策定 （計画期間：昭和 58 年度から概ね 10 年間）
平成 5 年 (1993 年)	「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」策定 「障害者基本法」の公布
平成 6 年 (1994 年)	「福井県第二次障害者福祉長期計画－ともに生きる福祉社会をめざして－」 策定（計画期間：平成 6 年度から概ね 10 年間）
平成 7 年 (1995 年)	「障害者プラン（ノーマライゼーション 7 ケ年戦略）」策定
平成 8 年 (1996 年)	「福井県福祉のまちづくり条例」制定
平成 9 年 (1997 年)	障害福祉課に「福祉のまちづくりチーム」新設
平成 12 年 (2000 年)	「福井県第三次障害者福祉長期計画－活き活きとした「福祉福井」の創造－」 策定（計画期間：平成 12 年度から概ね 10 年間）
平成 14 年 (2002 年)	「障害者基本計画」および「重点施策実施 5 か年計画」策定
平成 15 年 (2003 年)	「福井県第三次障害者福祉長期計画」の新しい数値目標策定 （計画期間：平成 15 年度～平成 19 年度）
平成 16 年 (2004 年)	「障害者基本法」の一部改正 障害者週間（12 月 3 日～9 日）制定
平成 18 年 (2006 年)	「障害者自立支援法」施行（4 月 1 日）
平成 19 年 (2007 年)	「福井県障害者福祉計画」策定 （計画期間：平成 19 年度～平成 23 年度）
平成 21 年 (2009 年)	内閣に「障がい者制度改革推進本部」の設置（12 月）

年	概 要
平成 22 年 (2010 年)	「障がい者制度改革推進会議」の開催（平成 22 年 1 月～24 年 7 月）
平成 23 年 (2011 年)	「障害者基本法」の改正（8 月 5 日）
平成 24 年 (2012 年)	「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正（平成 25 年 4 月 1 日施行） 「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行（10 月 1 日）
平成 25 年 (2013 年)	「福井県障害者福祉計画」（第 5 次）策定 （計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度） 「国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行（4 月 1 日） 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（6 月 26 日）
平成 28 年 (2016 年)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行（4 月 1 日）
平成 30 年 (2018 年)	「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」制定 (3 月 19 日) 「福井県手話言語条例」制定（3 月 19 日） 「福井県障害者福祉計画」（第 6 次）策定 （計画期間：平成 30 年度～平成 34 年度）

（注）表中 **太字**は、本県の取組み

第6次福井県障害者福祉計画・新条例策定委員会

(五十音順)

氏 名	役 職 等
山崎 俊太郎 (酒井 要)	福井県身体障害者福祉連合会 会長
小山 尊	福井県視覚障害者福祉協会 会長
丸山 継男	福井県聴覚障がい者協会 理事長
日向 明世	福井県手をつなぐ育成会 常務理事
小寺 清隆	福井県精神保健福祉家族会連合会 会長
高川 仁	福井県車椅子の会 会長
南條 宗麿	日本ALS協会福井支部 事務局長
清水 聡	福井県自閉症協会 副代表
五十嵐 研治郎	社会福祉法人九頭竜厚生事業団 理事長
木間 幸生	社会福祉法人大野福祉会 理事長
栗下 治昭	社会福祉法人紫水の郷 施設長
林 正岳	新田塚医療福祉センター理事長、福井総合病院長
松原 六郎	松原病院代表理事
宮崎 和彦	福井県商工会議所連合会 専務理事
飯田 琢巳	JR西日本金沢支社 福井地域鉄道部 企画課長
藤井 健夫	弁護士
◎ 吉川 公章	県立大学看護福祉学部社会福祉学科 教授
廣瀬 弘毅	県立大学経済学部経済学科 准教授
和多田 裕	福井県特別支援学校長会 会長

◎＝委員長

福井県障害者福祉計画策定委員会開催状況

	開催日時・場所	検討内容等
第1回	平成29年5月25日(木) 10:30～12:00 県庁6階 大会議室	・障害福祉にかかる国の状況 ・本県の現状と前計画の達成状況 ・新計画・新条例の方向性
第2回	平成29年7月24日(月) 15:30～17:00 県庁6階 大会議室	・新条例の構成案
第3回	平成29年10月24日(火) 13:00～15:00 県庁2階 中会議室	・福井県共生社会条例(仮称)の骨子案 ・第6次福井県障害者福祉計画の概要
第4回	平成29年12月22日(金) 13:30～15:30 県庁地下1階 正庁	・福井県共生社会条例の素案 ・第6次福井県障害者福祉計画の概要
第5回	2018(平成30)年2月22日(木) 10:30～12:00 県庁地下1階 正庁	・障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例(案) ・第6次福井県障害者福祉計画(案)

福井県障害者福祉計画

発行 2018（平成30）年3月

編集 福井県健康福祉部障害福祉課

TEL：(0776) 20-0338

FAX：(0776) 20-0639

E-mail：syogai@pref.fukui.lg.jp